

法 学 号 外
平成 29 年 3 月 29 日

各 私 立 学 校 長 様
(小・中)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 30 年度及び平成 31 年度在外教育施設派遣教員の推薦について
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
なお、応募を希望される場合は、提出期限までに所定の書類を文部科学省宛て直接提出願います。

【担当】私学振興担当 中村
電話 019-629-5041 FAX 019-629-5049
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

平成29年3月23日

各都道府県・指定都市教育委員会委員長
 附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人学長 殿
 関係各都道府県知事

文部科学省初等中等教育局長
 藤原



平成30年度及び平成31年度在外教育施設派遣教員の 推薦について（依頼）

文部科学省においては、我が国の主権の及ばない外国で生活する日本人の子供に対し、国内における教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、日本国民にふさわしい教育を行うとともに、併せて国際性を培うことを目的とした施策を実施しているところですが、その一環として、在外教育施設に対する教員派遣を行っています。

日本国内とは異なる社会や文化、教育制度等を有する在外教育施設への教員派遣は、当該在外教育施設の教育水準の維持・向上に資するのみならず、派遣された教員にとっても、資質能力及び指導力の向上につながると考えております。

近年、在外教育施設においては、在籍児童生徒数が増加傾向にあることに加え、日本語指導や特別な支援を必要とする児童生徒数の増加、保護者からの英語教育に対する高い要望など、多様な学習内容・方法を通じた教育活動の充実が望まれています。文部科学省でも、在外教育施設を取り囲む様々な課題の解消や、在外教育施設をグローバル人材育成拠点としてより積極的なグローバル人材育成に資する教育の強化を図ることが重要であることを踏まえ、「在外教育施設グローバル人材育成強化戦略」を策定（平成28年5月19日）し、在外教育施設における教育環境の改善や行動グローバル人材育成に取り組むこととしています。このような教育環境において、派遣教員が全国から選抜された教員と共に学校の中核となって教育活動を行う経験は、国内では体現できない貴重な機会となり、教員としての力量を高めることにつながると考えております。また、帰国後は学校や地域における教育の国際化の推進、国際理解教育や帰国・外国人児童生徒教育の充実を図るなど、次代を担うグローバル教員として大きな役割を果たすことが期待されます。

さらに、平成30年度派遣から、各都道府県・指定都市と姉妹都市にある在外教育施設へ優先的に派遣する「姉妹都市推薦枠」を設けました。これにより、派遣された教員が在外教育施設での教育活動という枠を超え、姉妹都市とのパイプ役を務めることで、当該都市との国際交流がより活発化し、貴地域における国際化の進展や国際理解教育の一層の推進が期待されます。

については、以上の趣旨を十分御理解の上、別添「平成30年度及び平成31年度在外教育施設派遣教員の推薦及び選考手続について」に基づき、貴管内の義務教育諸学校に周知願います。併せて、教員の資質向上の機会と捉え、派遣教員として適當と認める者を積極的に御推薦くださるようお願いします。

なお、本依頼は平成29年度予算決定後に正式なものとなりますので、御留意ください。

〈本件連絡先〉

文部科学省初等中等教育局

国際教育課教職員派遣係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-6734-2440

FAX 03-6734-3738

E-mail zaigai@mext.go.jp

平成 30 年度及び平成 31 年度在外教育施設派遣教員の推薦及び選考手続について

【教育委員会等担当者用】

1 推薦人数

(1) 公立学校

平成 30 年度及び平成 31 年度在外教育施設派遣教員の推薦人数について、平成 30 年度派遣教員候補者（いわゆる「即派遣者」）は平成 29 年度末をもって帰国が見込まれる派遣教員と同数を、また、平成 31 年度派遣教員候補登録者（いわゆる「登録者」）は平成 30 年度派遣教員候補登録者数と同数程度を基本としますが、その数にとらわれず可能な限り多くの教員の推薦に御協力願います。

さらに、派遣教員（管理職（校長及び教頭をいう。以下同じ））については、教員派遣を行う在外教育施設の数に応じた一定数が必要ですが、近年は、管理職の推薦が減少する傾向にあります。管理職についても、可能な限り多くの教員を推薦願います。

(2) 公立学校（姉妹都市優先推薦枠）※新設

各都道府県・指定都市の姉妹都市または姉妹都市近郊にある在外教育施設に優先的に派遣を希望する教員を推薦願います。希望する場合は選考調査及び提出書類才に必要事項を記入願います。その際、以下の点に御留意ください。

- ① 派遣職種は教諭とし、人数は各都市若干名です。
- ② 小学校または、小学校及び中学校の教員免許状を有し、帰国後も国際交流や国際理解教育の中心となることが期待される者として下さい。
- ③ 対象とする在外教育施設は日本人学校のみとし、補習授業校は含みません。
- ④ 複数の都道府県または指定都市と姉妹都市提携を結んでいる場合や帰国する教員の所有する免許等の関係から、必ずしも希望通りの在外教育施設に派遣されるとは限りません。
- ⑤ 姉妹都市への派遣により、当該自治体が教員に担わせる役割や効果等を具体的に有してください。

(3) 国立大学法人及び学校法人(私立学校)

推薦を依頼する人数については特段定めませんので、派遣教員として適当と認める者を選考の上、推薦願います。

なお、国立大学法人においては、以下 9 の留意事項⑭を参照の上御留意ください。

2 提出書類

次のア～ウの書類については郵送で、エについては電子ファイル(Excel)に入力したものを E メールで文部科学省国際教育課宛てに送付願います

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| ① 在外教育施設派遣教員選考調査票 | 1 部 |
| ② 在外教育施設派遣教員推薦書（校長等が記入） | 1 部 |
| ③ 人事記録カード（原本証明をしたもの） | 1 部 |
| （学歴・免許等の資格取得後の経歴及び俸給等の決定について分かる詳細なもの） | |
| ④ 在外教育施設派遣教員選考調査票データ | 1 部 |

⑤ 姉妹都市派遣希望調書（希望する場合）

※ 上記①、②については、文部科学省から配布された指定用紙に記入すること。

※ 上記④、⑤の様式（電子ファイル）は、都道府県並びに指定都市教育委員会に別途送付します。国立大学法人及び私立学校については、推薦に当たって国際教育課メールアドレスまで事前に御連絡下さい。追って送付します。

3 提出期限

- (1) 管理職 6月9日（金）必着
- (2) 教諭 6月16日（金）必着

4 文部科学省の行う選考

文部科学省では、在外教育施設派遣教員選考実施要項（昭和59年7月17日文部省教育助成局長裁定）（以下、「実施要項」という）に基づき、所属機関の長から推薦された者について書類審査を実施し、後日別途通知するとおり、平成29年7月から8月にかけて面接等による選考を行う予定です。

面接会場については、管理職は7月上旬に東京で実施し、教諭は7月下旬から8月にかけて東京・大阪・福岡の各会場で実施する予定です。

5 派遣教員候補者及び派遣教員候補登録者等の決定

文部科学省は、実施要項に基づき、平成30年度派遣教員候補者及び平成31年度派遣教員候補登録者等を決定します。

6 派遣教員の身分・任期

在外教育施設に派遣される教員は、教育公務員特例法第22条第3項に基づく長期の研修出張扱いとなり、文部科学大臣から在外教育施設における教育に従事することを委嘱されます。

派遣期間は、原則2年間です（※本人が延長を希望する場合には、評価等に応じて2年を限度として1年毎の延長が可能です。ただし、赴任国の事情によっては、ビザや所得税等の課税状況等を鑑み、あらかじめ赴任期間の上限が定められている場合があります。）。

7 派遣教員に係る経費

文部科学省では、公立学校及び私立学校の教員に係る派遣教員経費について、給与支給額のうち、委託費対象経費を在外教育施設派遣教員経費委託費として都道府県・指定都市に交付します。

8 派遣教員に対する旅費及び在勤手当の支給

文部科学省は、在外教育施設教員派遣規則（昭和56年文部省訓令第27号）（以下、「派遣規則」という）に基づき、派遣教員に対し旅費及び在勤手当を支給します。

9 推薦に当たっての留意事項

派遣教員として適當と認める者の選考及び推薦に当たっては、実施要項に基づき、以下の点に十分留意願います。

(1) 所属機関担当者に留意いただきたいこと

ア. 派遣教員の所有免許、経験等に関すること

- ① 在外教育施設は小学部と中学部が併設されており、教員は必要に応じて小学部と中学部を兼ねて担当する場合があることから、小学校教員免許及び中学校教員免許の両方を有する者が望ましいこと。
- ② 一般的に在外教育施設においては、中学部に在籍する生徒数に対して、小学部に在籍する児童数が圧倒的に多いことから、教諭の推薦者数については、小学校教員数が中学校教員数を上回るよう配慮願いたいこと。
- ③ 推薦者が有する免許状の教科のバランスに配慮願いたいこと（近年は、中学校の社会、英語、保健の免許状所有者数が必要数に比して多い一方、中学校の国語、数学、理科、音楽の免許状所有者数が足りない傾向が見られる。）。
- ④ 多くの在外教育施設において派遣教員は、国内での経験年数に関わらず、教員経験の少ない学校採用教員の指導を行った、中心となって学校行事を企画・運営するなど学校の中核的な役割を担う。そのため、推薦する教諭については、教科指導だけでなく学級経営や様々な校務分掌などの経験を有する者が望ましいこと。
- ⑤ 本制度の意義を理解し、派遣期間中だけでなく帰国後も各地域の義務教育諸学校の児童生徒や教員の国際化に貢献し、グローバル教員としての役割を果たす意欲がある者が望ましいこと。

イ. 派遣教員の配偶者及び帯同家族に関すること

- ⑥ 派遣教員が意欲的に職務に専念するためには、派遣教員に対する配偶者の理解と支援が必要不可欠であることから、推薦のための選考に当たっては、配偶者の自覚や見識のほか、教員の派遣に同意しているか等についても十分考慮願いたいこと（教員の選考段階においてできる限り配偶者の見識等を確認することが望ましい。）。
- ⑦ 夫婦ともに教員の場合で、そのいずれか一方が派遣教員として、他方が配偶者として海外に赴く際は、地方公務員法の改正に伴う配偶者同行休業制度の創設の主旨を鑑み、帰国後に配偶者が教職に復帰する途を開くなど、その処遇について十分に配慮願いたいこと。
- ⑧ 既婚者において配偶者を同伴せず、かつその間に子がいる場合、派遣期間中のその子の養育について十分に検討がなされていることを確認の上、推薦すること。なお、配偶者を同伴せずに未就学児や小学校低学年の子を伴って派遣を希望しても、海外の治安や福祉制度等で厳しい国が多いことを踏まえて選考すること。
- ⑨ 同伴家族として帯同することができる者は、配偶者並びに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子であること。（上記以外の者について、本人の責任のもと帯同することには関知しません。）

ウ. 派遣教員の健康面に関すること

- ⑩ 各都道府県教育委員会等においては、教員の定期健康診断の結果等を踏まえ、選考の際には、当該教員並びに家族の心身の健康面について十分に確認願いたいこと。

(近年、選考調査票に既往症の記載がないにも関わらず、派遣直前や派遣後に心身の持病や既往症を訴え、現地での体制に支障が生じるケースがあるため。また、病名によっては査証が許可されない国もあるため、帯同家族も含めて遗漏なく記入しているか確認願いたいこと。)

- ⑪ 派遣教員が体調不良等により派遣期間を短縮して帰国することとなる場合、後任の補充を所属機関へ依頼することとなるので、その点を踏まえて資質、心身の健康状態等を十分に確認すること。
- ⑫ 候補者の健康診断書の提出については、10月6日（金）以降に健康診断を受診し、診断書を11月17日（金）（必着）までに提出すること。

エ. その他

- ⑬ 「在外教育施設派遣教員選考実施要項の一部改正について（通知）」（平成23年4月12日付け23文科初第85号初等中等教育局長通知）のとおり、派遣教員の資格における年齢制限が撤廃されたこと。
- ⑭ 国立大学法人附属学校から派遣される教員については、国立大学法人東京学芸大学の附属学校に採用の上、同大学国際教育センター共同研究員として在外教育施設に派遣されることとなるので、あらかじめ同大学と連絡調整の上、推薦すること。
- ⑮ 在外教育施設派遣教員の在勤手当に対して、赴任先によっては、所得税等を課税する国があります。文部科学省では、在勤手当が課税対象となった場合、税金という性質上課税額の補填は行っておりません。
米国においては、赴任3年目から連邦税（所得税）や社会保障税等が課税されることとなっています。

最近、各国において各種税金制度の見直しが行われています。仮に派遣教員の在勤手当が課税対象となった場合は、学校運営委員会若しくは派遣教員個人が税金を負担することなどを条件として、派遣期間の延長を認めるなど対応しています。ただし、派遣先の状況によっては、本人の希望や評価に関わらず、任期を延長できない場合もありますのであらかじめ御留意ください。

10 帰国後の教員の積極的な活用促進へのお願い

在外教育施設として認定を受けた日本人学校は、日本国内の教育課程と同等の課程を有するものとして認定された教育施設です。

一方で、学校に派遣される教員数は、国内の必要定数の約7割程度にとどまっています。そのため、派遣された教員は、これまで指導経験のない免許外指導を行わざるを得ない状況も避けられなくなりつつあります。

また、十分に教材を揃えることが出来ない環境の学校も多く、教員が身近な素材を活かして教育活動を実践しています。

全国の教育委員会から推薦・選抜された教員で組織された新たな教育集団の中で研鑽を積む中で、各々に課せられる責任も大きく、様々な経験を得ることから、派遣先の校長から、「赴任直後に比べてめざましく成長した」「帰国後は中核的な教員として期待」といった声が寄せられます。

従来より、派遣教員の定期報告により、校長からの能力評価・業績評価を御提供し

ていますが、派遣教員が日本国内とは異なる厳しい環境で教育活動に従事し、経験を積んでいることを御理解いただき、帰国後の教員の一層の活用に御配慮願います。

※なお、選考受験者には「別添2」のみ提供し、「別添1」は教育委員会等の選考担当側の資料として下さい。

[別添資料]

(1) 在外教育施設教員派遣規則

(昭和56年4月20日文部省訓令第27号、最近改正平成28年12月28日)

(2) 在外教育施設派遣教員選考実施要項

(昭和59年7月17日文部省教育助成局長裁定、最近改正平成28年2月26日)

(3) 在外教育施設派遣教員委託費交付要綱

(平成15年4月1日文部科学大臣決定、最近改正平成28年4月1日)

平成 30 年度及び平成 31 年度在外教育施設派遣教員の応募について

【受験者用】

受験に当たっての留意事項

- ① 派遣先については、文部科学省において諸条件を総合的に勘案して決定するため、必ずしも本人の希望どおりにはならないこと。また、文部科学省による選考受験後の辞退は認められないこと。
- ② 在外教育施設は小規模校が多く、必要に応じて複式授業や免許外教科を担当する場合があること。また、管理職であっても必要に応じて授業を受け持たなければならぬこと。
- ③ 「在外教育施設派遣教員選考実施要項の一部改正について（通知）」（平成 24 年 4 月 12 日付け 24 文科初第 37 号初等中等教育局長通知）のとおり、派遣教員の資格における配偶者同伴の原則が撤廃されたこと。なお、選考調査票に記載した配偶者同伴の有無について、選考調査票提出後に原則変更が出来ないことに留意の上、よく家族の理解を得ること。
- ④ 配偶者同伴の有無に関わらず、家族の同意を得た上で応募すること。
- ⑤ 配偶者を同伴する際、公用旅券の意義を踏まえ配偶者に就労が認められていないこと。また、配偶者が一時帰国する際の規則等については、派遣教員に準じることへの理解を得ること。
- ⑥ 在外教育施設への派遣期間中は、派遣教員等の相互扶助を基礎に、福利厚生の観点から、従来より本人及びその帯同する家族の全員加入を原則としている在外教育施設派遣教員等医療補償制度があること。詳細については、海外子女教育振興財団のホームページにて確認すること。
(URL : <http://www.joes.or.jp/iryō/index.html>)
- ⑦ 在外教育施設派遣教員の在勤手当については、外務公務員の支給水準（外務省法令基準）を参考に、各派遣教員の派遣先・派遣職種・教職経験年数などに基づき決定されること（外務公務員の支給水準については、年度途中の法令改正により、変動することがある。）。
- ⑧ 本制度について理解し、留意事項を確認した上で、選考調査票に必要事項を正確に記入すること（虚偽記載や記入漏れがあった場合、遡って派遣教員の委嘱を解くことがある。）。

在外教育施設教員派遣規則

文部省訓令第二十七号
昭和五十六年四月二十日
最終改正平成二十八年十二月二十八日第一号

(趣旨)

第一 条 この規則は、在外教育施設に派遣する教員の派遣について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二 条 この規則において「在外教育施設」とは、海外に在留する邦人がその子女のために共同して設置する教育施設で本邦の小学校若しくは中学校の課程に相当する課程の全部又は一部を有するものをいう。

2 この規則において「派遣教員」とは、本邦から在外教育施設に派遣される本邦の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭若しくは教諭又は教育委員会の事務局に置かれる職員（次条において「教員等」という。）をいう。

(派遣教員の委嘱)

第三 条 派遣教員は、別に定めるところにより、教員等のうちから、文部科学大臣が委嘱する。

第四 条 削除

(派遣時期及び期間)

第五 条 派遣教員の派遣時期は、原則として年度当初とする。

2 派遣教員の派遣期間は原則として二年間とする。ただし、文部科学大臣が必要と認める場合には、二年間を限度に派遣期間を延長することができる。

(解図)

第五条の二 文部科学大臣は、派遣教員が職務を継続することが適当でないと認める場合には、第三条第一項の規定による委嘱を解くことができる。

(旅費の支給)

第六条 派遣教員又は派遣教員の扶養親族（配偶者（派遣教員である者を除く。）並びに十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子で、主として当該派遣教員の収入によって生計を維持しているもの及び心身障害の子で他に生計の途のない者として文部科学大臣が認めたものをいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる場合には、派遣教員に対し、旅費を支給する。

- 一 派遣教員が在外教育施設に赴き、又は帰国した場合
- 二 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の前号の旅行に文部科学大臣の許可を受け、随伴して旅行した場合
- 三 派遣教員が第十二条に規定する一時帰国で、在勤中の在外教育施設の所在地（以下「在勤地」という。）と本邦の間を旅行した場合

- 四 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の前号の旅行に、文部科学大臣の許可を受け、随伴して旅行した場合
- 五 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の在外教育施設在勤中において文部科学大臣の許可を受け、同一在勤地について一回限り、当該在勤地に呼び寄せられ、又は本邦に帰せられた場合
- 六 派遣教員が初等中等教育局長から在勤地の近隣地域に在留する邦人子女に対する巡回指導を依頼され、当該巡回指導のための旅行をした場合
- 七 派遣教員が、初等中等教育局長から補習授業校現地採用講師研修会の指導講師を依頼され、当該研修会のための旅行をした場合
- 2 派遣教員が在勤地で死亡し、又は前項第一号若しくは第六号から第八号までの規定に該当する外国旅行中に死亡した場合は、当該派遣教員の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに派遣教員の死亡当時派遣教員と生計を一にしていた他の親族をいう。）に対し、死亡手当を支給する。
- 3 派遣教員が在勤地で死亡した場合において、当該派遣教員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族に対し、旅費を支給する。
- 4 在外教育施設在勤中の派遣教員の配偶者（派遣教員である者を除く。）が当該派遣教員の在勤地において死亡し、又は第一項第二号若しくは第五号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該派遣教員に対し、死亡手当を支給する。
- 5 前四項により支給する旅費の額、支給条件等は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び文部科学省所管旅費規則（平成十三年文部科学省訓令第二十七号）に定めるもののほか、初等中等教育局長が別に定めるところによる。
- (在勤手当)
- 第七条 在勤手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給するものとする。
- 2 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、健康管理手当、不健康地健康管理手当、高地手当及び防犯手当とする。
- 3 在勤基本手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。
- 4 住居手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な住居費に充当するために支給する。
- 5 配偶者手当は、配偶者を伴う派遣教員に支給する。
- 6 子女教育手当は、派遣教員の子のうち次に掲げるもので主として当該派遣教員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が派遣教員の在勤地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。
- 一 四歳以上十八未満の子
- 二 十八歳に達した子であって、就学する学校（子女教育手当支給要項で定める学校を除く）において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して一年を経過するまでの間にあるもの

- 7 健康管理手当は、一年以上勤務した派遣教員及びその配偶者が、健康診断の実施など健康管理のために必要な経費に充当するために支給する。
- ただし、不健康地健康管理手当の支給を受ける者に対しては、当該不健康地健康管理手当の支給を受ける年度に係る健康管理手当は支給しない。
- 8 不健康地健康管理手当は、長期にわたる継続的な勤務が健康管理上適当でないと認められる地に所在する在外教育施設で別表第1左欄に掲げるものに二年以上勤務した派遣教員及びその扶養親族が、一年度一回を限度として同欄の在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める保養地域において健康管理を目的とする保養及び健康診断の受診のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給する。
- 9 高地手当は、標高の高い地に所在する在外教育施設で別表第2に掲げるものに勤務する派遣教員及びその扶養親族が、一年度二回を限度としてその在外教育施設の所在する国の低地において健康管理を目的とする保養のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給する。
- 10 防犯手当は、治安事情が著しく厳しい地に所在する在外教育施設として初等中等教育局長が別に定めるものに勤務する派遣教員が、居住している住宅及び通勤途上の防犯のために必要な経費に充当するために支給する。

(在勤手当の支給額)

第八条 在勤基本手当の月額は、別表第3に定めるところによる。

- 2 住居手当の月額は、派遣教員が居住している家具付きでない住宅の一月に要する家賃の額（派遣教員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額）に相当する額（その額が別表第4に定める限度額（扶養親族を伴わない派遣教員の場合にあっては、当該限度額の百分の八十に相当する額）を超えるときは、当該限度額）とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
- 3 配偶者手当の月額は、在勤基本手当月額の百分の十二・五に相当する額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
- 4 子女教育手当の月額は、年少子女一人につき八千円とする。ただし、年少子女が、派遣教員の在勤地において学校教育を受けるときは、授業料その他年少子女が学校教育を受けるための対価として納付が義務づけられている経費に応じて、初等中等教育局長が別に定める額を加算することができる。
- 5 健康管理手当の額は、毎年七月一日において派遣教員が伴う配偶者の有無に応じ、別表第5に定めるところによる。
- 6 不健康地健康管理手当の額は、当該手当の対象となる旅行ごとに別表第6左欄に掲げる在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める基本額と次の各号に定めるところにより算出した額とを合計した額と当該手当の対象となる旅行に要した経費の額のうちいずれか低い額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
- 一 配偶者を同伴する場合にあっては当該基本額の百分の百に相当する額
- 二 子を同伴する場合にあっては当該基本額の百分の十に相当する額に同伴する子の数を乗じた額
- 7 高地手当の額は、当該手当の対象となる旅行ごとに別表第7左欄に掲げる在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める基本額と次の各号に定めるところにより算出した額とを合計した額と当該手当

の対象となる旅行に要した経費のうちいずれか低い額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。

- 一 配偶者を同伴する場合にあっては当該基本額の百分の百に相当する額
- 二 子を同伴する場合にあっては当該基本額の百分の十に相当する額に同伴する子の数を乗じた額

8 防犯手当の月額は、派遣教員が警備員を雇用し、若しくは警備機器を借り上げ、又はその両方を行うために一月に要する経費の六分の五とする。

(在勤手当の支給期間)

- 第九条 在勤基本手当及び住居手当の支給期間は、派遣教員が在勤地に到着した日の翌日から、任務を終了し在勤地を出発する日の前日までとする。
- 2 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の級別に異動を生じた派遣教員には、その日から新たに定められた級別により在勤基本手当を支給する。
 - 3 在勤基本手当の支給期間中に第十二条に規定する一時帰国又は私費一時帰国した派遣教員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が六十日を超えるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。
 - 4 住居手当の支給期間中に住居手当の級別に異動を生じた派遣教員には、その日から新たに定められた級別により住居手当を支給する。
 - 5 派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、当該派遣教員が死亡当時伴っていた扶養親族に従前の住居手当の支給額の百分の二十に相当する額を支給することができる。
 - 6 配偶者手当及び子女教育手当の支給期間は、派遣教員の在勤基本手当の支給期間中において、当該派遣教員の配偶者又は年少子女が当該派遣教員の在勤地に到着した日の翌日（派遣教員の配偶者又は年少子女が当該派遣教員の在勤地において配偶者又は年少子女となった場合にあっては、配偶者又は年少子女となった日）から、当該派遣教員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（配偶者又は年少子女がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者又は年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者又は年少子女がその日の前に配偶者又は年少子女でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者又は年少子女でなくなった日又は死亡した日）までとする。
 - 7 配偶者手当又は子女教育手当を受ける派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当又は子女教育手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要と認めたときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該派遣教員の配偶者又は年少子女に配偶者手当又は子女教育手当を支給することができる。
 - 8 防犯手当の支給期間は、派遣教員が在勤地に到着した日の翌日から、任務を終了し在勤地を出発する日の前日までとする。
 - 9 防犯手当を受ける派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで防犯手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要と認めたときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該派遣教員が死亡当時伴っていた

扶養親族に防犯手当を支給することができる。

(在勤手当の支給方法)

第十条 在勤手当（健康管理手当、不健康地健康管理手当及び高地手当を除く。以下この条及び第十一條において同じ。）は、毎月一回、その月額をその月の二十一日に支給する。ただし、その月の二十一日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、二十一日の直後の平日を支給定日とする。

2 前項の規定にかかわらず、派遣教員の派遣期間が満了する月及び特別の事情がある場合の在勤手当は、初等中等教育局長が別に定める日に支給する。

3 在勤手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。

4 在勤手当を支給する場合であって、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

5 健康管理手当については、毎年一回、その額を七月二十一日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、直後の平日を支給定日とする。

6 不健康地健康管理手当及び高地手当については、当該手当の対象となる旅行が行われた後に支給する。

第十一条 第八条及び第九条に定めるもののほか、在勤手当の級の適用に関する基準は、初等中等教育局長が別に定めるところによる。

(所得税相当額の支給)

第十一条の二 派遣教員が、在勤地において、在勤国及び州の法令に基づいて、給与及び手当に対して、派遣初年度から所得税を課せられたときは、初等中等教育局長が別に定める在外教育施設に勤務する派遣教員に対し、所得税の額に相当する額を支給することができる。

(一時帰国及び私費帰国)

第十二条 派遣教員は、その派遣期間中において、別に定めるところにより本邦に一時帰国又は私費一時帰国することができる。

(旅費等の返還)

第十三条 派遣教員が随伴し、又は呼び寄せた扶養親族が特別の事由により文部科学大臣の許可を受けて帰国する場合を除き、当該派遣教員の在勤地に到着した日の翌日から六月に満たないで帰国する場合には、第六条第一項第二号及び第五号並びに第七条第五項及び第六項の規定にかかわらず旅費、配偶者手当及び子女教育手当は支給しない。

2 前項の場合において、既に支給された旅費、配偶者手当及び子女教育手当があるときには、これを返還しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、派遣教員の派遣期間が六月末満の派遣教員が随伴し、又は呼び寄せた扶養親族に係る旅費、配偶者手当及び子女教育手当の取り扱いについては、初等中等教育局長が別に定めるところによる。

第十四条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、昭和五十六年四月二十日から実施し、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年四月二十八日から実施する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年四月二十八日から実施し、昭和五十七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年十二月十三日から実施し、昭和五十七年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十八年四月二十日から実施し、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十九年四月二十一日から実施し、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十九年七月二十一日から実施し、昭和五十九年七月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十年四月二十日から実施し、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十年十二月十八日から実施し、昭和六十年十二月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十一年四月十九日から実施し、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十一年十月一日から実施する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年四月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年六月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年八月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年十一月十二日から実施し、昭和六十二年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十三年四月十八日から実施し、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年四月十八日から実施し、平成元年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年八月十八日から実施する。ただし、別表第2の改正規定のうち級別の欄に係る部分は、平成元年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年十月十六日から実施し、平成元年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二年三月三十日から実施し、平成二年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二年四月十七日から実施し、平成二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年一月十八日から実施し、別表第1の改正規定は、平成二年十月一日から、別表第2の改正規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年四月十六日から実施し、平成三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年十月九日から実施し、平成三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成四年四月十六日から実施し、平成四年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成四年十二月十八日から実施し、平成四年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年四月十七日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年七月十三日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年十月十八日から実施し、平成五年十月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年十二月十六日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成六年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成六年四月十八日から実施し、平成六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成六年十二月十二日から実施し、平成六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年一月五日から実施し、平成七年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年四月十八日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年五月二十五日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年八月二十五日から実施する。

附 則

この訓令は、平成七年十一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成七年十二月二十日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成八年四月十九日から実施し、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成八年五月十一日から実施し、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成九年三月三十一日から実施し、別表第3の改正規定は、平成八年八月一日から、別表第4の改正規定は、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成九年四月二十一日から実施し、平成九年四月一日から適用する

附 則

- 1 この訓令は、平成十年二月二十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成九年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成九年八月分から平成十年一月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。
- 3 派遣教員の平成十年二月分の在勤基本手当（月額）については、その者に係る新額がその者に係る旧額を下回るときは、旧額から新額を差し引いた額を新額から差し引いた額をもって当該在勤基本手当（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十年四月二十一日から実施し、平成十年四月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十一年三月四日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十一年八月分から平成十一年二月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、この訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十一年四月十五日から実施し、平成十一年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十一年九月二十日から実施し、平成十一年九月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十一年十二月二十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十一年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十一年八月分から平成十一年十一月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、この訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十二年一月二十日から実施し、平成十二年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十一年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月二十一日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年八月十五日から実施し、平成十二年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十三年一月六日から実施する。

附 則

1 この訓令は、平成十三年一月三十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十二年八月一日から適用する。

2 派遣教員の平成十二年八月分から十二月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十三年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十三年五月九日から実施し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十四年一月二十五日から実施し、平成十四年一月一日から適用する。

附 則

1 この訓令は、平成十四年四月二十二日から実施し、平成十四年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 改正後の在外教育施設教員派遣規則第六条第一項及び第八条第二項の規定は、この訓令の適用日以後に文部科学大臣の委嘱を受けた者について適用し、適用日前に文部科学大臣の委嘱を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

1 この訓令は、平成十五年一月二十一日から実施し、平成十四年十一月一日から適用する。

2 派遣教員の平成十四年十一月分から十二月分までの在勤基本手当支給額（月額）については、その者に係るこの訓令による改正後の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額が、その者に係るこ

の訓令による改正前の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十五年四月十七日から実施し、平成十五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十五年八月十五日から実施し、平成十五年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十五年十一月二十日から実施し、平成十五年八月一日から適用する

附 則

この訓令は、平成十六年四月二十一日から実施し、平成十六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から実施し、平成十六年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十八年一月一日から実施し、平成十七年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十八年四月十九日から実施し、平成十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十八年七月二十一日から施行し、同年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、決定の日から実施し、第一条の規定による改正後の在外教育施設教員派遣規則の規定は、平成十八年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十九年三月一日から実施し、改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第3の規定は、平成十八年八月一日から適用する。

附 則

1 この訓令は、平成十九年五月二十三日から実施し、同年四月一日から適用する。

2 在外教育施設教員派遣規則に基づき派遣されている派遣教員であつて平成十九年三月三十日ににおいて現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十年三月三十一日から実施し、平成十九年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十年四月二十五日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十年十一月二十六日から実施し、同年四月一日から適用する。
- 2 北京、天津、青島、上海、蘇州、サン・ホセ、フランクフルト、ブタペスト及びワルシャワに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十一年一月二十八日から実施し、平成二十一年一月一日から適用する。
- 2 在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十一年一月の在勤基本手当の月額は、改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）別表第3にかかわらず、次の表に定めるところによる。

台北、台中及び高雄に所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十一年二月及び三月の在外基本手当の月額については、新派遣規則別表第3にかかわらず、次の表に定めるところによる。	新派遣規則別表第3
--	-----------
- 3 青島に所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十年十二月三十一日において、現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、新派遣教員規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十一年四月二十一日から実施し、平成二十一年四月一日から適用する。
- 2 コタキナバル、アスンシオン及びジェッダに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十一年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十一年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十一年十一月一日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十三年三月一日から実施する。
- 2 ハノイ、シンガポール、バンコク、シラチャ、ソウル、釜山、北京、天津、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、ヤンゴン、マニラ、ペナン、コタキナバル、ニュー・ヨーク、ニュージャージー、プリンストン、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ボストン、ブエノスアイレス、サンチャゴ、ウィーン、チューリッヒ、ジュネーブ、マドリッド、バルセロナ、モスクワ、ベルリン、デュッセルドルフ、ブタペスト、パリ、ワルシャワ、ロンドン、ジェッダ及びバハレーンに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十三年二月二十八日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月十八日から実施し、平成二十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十三年七月十四日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）第八条第四項の規定は実施日から一年を超えない範囲で初等中等教育局長が別に定める日から、新派遣規則別表第3の規定は平成二十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十三年十一月一日から実施する。ただし、スラバヤ、コロンボ、バンコク、シラチャ、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、イスラマバード、カラチ、ヤンゴン、マニラ、台北、台中、高雄、トロント、カラカス、グアテマラ、サン・ホセ、ボゴタ、サンチャゴ、サンパウロ、アスンシオン、リマ、チューリッヒ、ジュネーブ、ストックホルム、ブタペスト、ブラッセル、ブカレスト、ロンドン、ダービー、シドニー、パース、メルボルン、クイーンズランド、カンタベリー、ヨハネスブルクに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額に係る改正規定は、平成二十三年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十三年十一月一日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十四年一月一日から実施する。ただし、別表第4の改正規定については、平成二十三年四月一日から適用する。
- 2 ニュー・デリー、ポンペイ、チェンナイ、コタキナバル、カンタベリー、リアド及びジェッダに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十三年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十四年四月四日から実施し、平成二十四年四月一日から適用する。
- 2 ジャカルタ、バンドン、上海、蘇州、杭州、ウィーン、ベルリン及びジェッダに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十四年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十四年八月八日から実施し、平成二十四年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十四年九月十三日から実施し、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十四年十一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十五年一月一日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十五年四月十九日から実施し、平成二十五年四月一日から適用する。
- 2 ムンバイ及びカラチに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十五年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額に

については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十五年七月一日から実施する。ただし、ジャカルタ、バンドン、スラバヤ、シンガポール、コロンボ、バンコク、シラチャ、ソウル、釜山、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、イスラマバード、カラチ、ヤンゴン、マニラ、クアラルンプール、ジョホール、ペナン、コタキナバル、台北、台中、高雄、ワシントン、グアム、アトランタ、シャーロット、ローリー、サンフランシスコ、シアトル、シカゴ、クリーブランド、オハイオ西部、インディアナ、デトロイト、バトルクリーク、コロンバス、シンシナティ、中部テネシー、セントラルケンタッキー、イーストテネシー、ニューヨーク、ニュージャージー、プリンストン、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ヒューストン、ダラス、ポートランド、ボストン、ホノルル、マイアミ、ロサンゼルス、サンディエゴ、バンクーバー、トロント、ブエノスアイレス、カラカス、サン・ホセ、ボゴタ、サンチャゴ、リオ・デ・ジャネイロ、アスンシオン、リマ、メキシコ、アグアス・カリエンテス、グアダラハラ、ローマ、ミラノ、ウィーン、チューリッヒ、ジュネーブ、アムステルダム、ロッテルダム、ストックホルム、マドリッド、バルセロナ、モスクワ、ベルリン、デュッセルドルフ、ミュンヘン、ハンブルグ、フランクフルト、プラハ、布拉格、パリ、ワルシャワ、ロンドン、ダービー、シドニー、パース、メルボルン、クイーンズランド、カンタベリー、アブダビ、ドバイ、オマーン、バハレーン、イスタンブル及びヨハネスブルグに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額に係る改正規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十六年三月一日から実施し、平成二十五年八月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十六年四月一日から実施する。
- 2 ムンバイ、青島、大連、サンパウロ、リオ・デ・ジャネイロ及びマナウスに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成26年3月31日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十六年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十七年三月三十一日から実施し、平成二十四年一月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十七年七月一日から実施する。ただし、プノンペンに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額及び住宅手当の月額の限度額に係る改正規定については、平成二十七年四月一日から適用する。
- 2 プノンペンに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十七年四月から同年六月までの期間に係る在勤基本手当の月額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）別表第3の規定にかかわらず、附則別表に定めるところによる。
- 3 ホーチミン、青島及びサンパウロに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員であって、平成二十

七年六月三十日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住宅手当の月額に係る限度額については、新派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十七年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十七年十一月一日から実施する。

附 則

1 この訓令は、平成二十八年一月一日から実施する。

2 ニュー・デリー、ムンバイ、チェンナイ、ジャカルタ、バンドン、スラバヤ、ブノンパン、ハノイ、ホーチミン、コロンボ、バンコク、シラチャ、ソウル、釜山、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、イスラマバード、カラチ、ダッカ、ヤンゴン、マニラ、クアランプール、ジョホール、ペナン、コタキナバル、台北、台中、高雄、ワシントン、グアム、アトランタ、シャーロット、ローリー、サンフランシスコ、シアトル、シカゴ、クリーブランド、オハイオ西部、インディアナ、デトロイト、バトルクリーク、コロンバス、シンシナティ、デンバー、中部テネシー、セントラルケンタッキー、イーストテネシー、ニューヨーク、ニュージャージー、プリンストン、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ヒューストン、ダラス、ポートランド、ボストン、ホノルル、マイアミ、オーランド、ロサンゼルス、サンディエゴ、バンクーバー、トロント、ブエノスアイレス、カラカス、グアテマラ、サン・ホセ、ボゴタ、サンチャゴ、パナマ、リオ・デ・ジャネイロ、マナウス、アスンシオン、リマ、メキシコ、アグアス・カリエンテス、グアダラハラ、ローマ、ミラノ、ウィーン、チューリッヒ、ジュネーブ、アムステルダム、ロッテルダム、ストックホルム、マドリッド、バルセロナ、モスクワ、ベルリン、デュッセルドルフ、ミュンヘン、ハンブルグ、フランクフルト、ブダペスト、プラハ、布拉格、パリ、ワルシャワ、ブカレスト、ロンドン、ダービー、シドニー、メルボルン、クイーンズランド、カンタベリー、アブダビ、ドバイ、オマーン、ドーハ、リヤド、ジェッダ、バハレーン、イスタンブル、ナイロビ、ヨハネスブルグ、ダルエスサラームに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十八年一月から同年三月までの期間に係る在勤基本手当の月額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第3の規定にかかわらず、附則別表に定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十八年七月一日から実施し、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十八年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十八年十一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から実施する。

別表第1 不健康地健康管理手当の支給の対象となる派遣教員が勤務する在外教育

施設及び保養地域

在外教育施設名	保養地域
ダルエスサラーム補習授業校	州
ハノイ日本人学校	ア
ダツカ日本人学校	ア
ヤンゴン日本人学校	ジ
大連日本人学校	ジ
ニューデリー日本人学校	ジ
チエンナイ補習授業校	ジ
ムンバイ日本人学校	ジ
ホーチミン日本人学校	ジ
コロンボ日本人学校	ジ
イスラマバード日本人学校	ジ
カボタナウスマントワースクランボード日本人学校	ジ
マリブルカスヘヤダ日本日本人学校	ジ
ナジナイロビ日本人学校	ジ

備考 保養地域には、特別な事由がある場合は、この表に掲げる保養地域以外の地を含めることができる。

別表第2 高地手当の支給の対象となる派遣教員が勤務する在外教育施設

在外教育施設名
ボゴタ日本人学校
日本メキシコ学院日本コース

在勤基本手当支給額(月額)

(単位:円)

地域	勤務する在外教育施設の所在地	級 別									
		校長	教頭	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
アジア	ニューヨーク	553,400	498,600	439,700	409,400	379,100	348,800	326,000	303,300	280,500	257,800
	カナダ	579,500	520,000	460,500	428,700	397,000	365,200	341,400	317,600	293,800	269,900
	メキシコ	566,200	508,000	449,900	418,900	387,800	356,800	333,500	310,300	287,000	263,700
	ジンバブエ	423,500	380,000	336,500	313,300	290,100	266,900	249,500	232,100	214,700	197,300
	バンダラ	423,500	380,000	336,500	313,300	290,100	266,900	249,500	232,100	214,700	197,300
	スリランカ	461,300	413,900	366,500	341,200	316,000	290,700	271,700	252,800	233,800	214,900
	アフリカ	490,600	440,200	389,800	362,900	336,000	309,200	289,000	268,800	248,700	228,500
	ハイチ	434,700	390,000	345,400	321,500	297,700	273,900	256,100	238,200	220,300	202,500
	ホーチミン	427,700	383,800	339,900	316,400	293,000	269,500	252,000	234,400	216,800	199,200
	シンガポール	497,500	446,400	395,300	368,000	340,800	313,500	293,100	272,600	252,200	231,700
	コロンボ	469,300	421,100	372,900	347,100	321,400	295,700	276,400	257,200	237,900	218,600
	バンコク	436,800	391,900	347,000	323,100	299,200	275,300	257,300	239,400	221,400	203,500
	シラヤ	436,800	391,900	347,000	323,100	299,200	275,300	257,300	239,400	221,400	203,500
	カルカッタ	537,500	482,200	427,000	397,600	368,100	338,700	316,600	294,500	272,400	250,300
	釜山	499,100	447,800	396,600	369,200	341,900	314,500	294,000	273,500	253,000	232,500
	北京	593,400	532,400	471,500	438,900	406,400	373,900	349,500	325,200	300,800	276,400
	天津	593,400	532,400	471,500	438,900	406,400	373,900	349,500	325,200	300,800	276,400
	青島	502,800	451,200	399,500	372,000	344,400	316,900	296,200	275,500	254,900	234,200
	上海	577,400	518,100	458,800	427,100	395,500	363,900	340,100	316,400	292,700	269,000
	蘇州	577,400	518,100	458,800	427,100	395,500	363,900	340,100	316,400	292,700	269,000
	杭州	577,400	518,100	458,800	427,100	395,500	363,900	340,100	316,400	292,700	269,000
	廣州	536,400	481,300	426,200	396,800	367,400	338,000	316,000	293,900	271,900	249,800
	青島	536,400	481,300	426,200	396,800	367,400	338,000	316,000	293,900	271,900	249,800
	天津	515,100	462,200	409,300	381,000	352,800	324,600	303,400	282,300	261,100	239,900
	大連	625,300	661,100	496,800	462,600	428,300	394,100	368,400	342,700	317,000	294,300
	香港	671,100	602,200	533,200	496,500	459,700	422,900	395,300	367,800	340,200	312,600
	アラブアラビア	665,900	607,400	529,900	492,500	456,000	419,600	392,200	364,800	337,500	310,100
	カタール	634,900	669,700	604,500	469,700	434,900	400,100	374,000	347,900	321,800	295,700
	バングラデシュ	561,400	503,700	446,100	415,300	384,500	353,800	330,700	307,600	284,600	261,500
	マニラ	443,000	402,000	356,900	331,400	306,800	282,300	263,900	245,500	227,100	208,700
	アラブイラン	395,200	354,600	314,000	292,400	270,700	249,100	232,800	216,600	200,400	184,100
	ジンバブエ	396,200	354,600	314,000	292,400	270,700	249,100	232,800	216,600	200,400	184,100
	ベトナム	381,400	342,200	303,000	282,100	261,200	240,400	224,700	209,000	193,300	177,700
	高雄	395,200	354,600	314,000	292,400	270,700	249,100	232,800	216,600	200,400	184,100
	ソウル	532,700	477,900	423,200	394,000	364,800	335,700	313,800	291,900	270,000	248,100
	アフリカ	478,300	423,200	380,100	363,800	331,400	301,400	282,800	262,100	242,500	222,800
	アラブ	494,300	443,500	392,700	365,700	338,600	311,500	291,200	270,900	250,600	230,300
	ローランド	494,300	443,500	392,700	365,700	338,600	311,500	291,200	270,900	250,600	230,300
	サンフランシスコ	540,600	485,100	429,600	399,900	370,300	340,700	318,500	296,300	274,100	251,800
	シアトル	497,500	446,400	395,300	368,000	340,800	313,500	293,100	272,600	252,200	231,700
	カリフォルニア	527,300	473,200	419,000	390,100	361,200	332,300	310,600	289,000	267,300	245,600
	オレゴン	479,900	430,600	381,300	355,000	328,700	302,400	282,700	263,000	243,300	223,600

イタリヤ	527,300	473,200	419,000	390,100	361,200	332,300	310,600	289,000	267,300	246,600
デ・ルイ	479,900	430,600	381,300	365,000	328,700	302,400	282,700	265,000	243,300	223,600
コロナス	479,900	430,600	381,300	365,000	328,700	302,400	282,700	265,000	243,300	223,600
シタチ	479,900	430,600	381,300	365,000	328,700	302,400	282,700	265,000	243,300	223,600
テ・ルバ	488,500	438,300	388,100	361,300	334,600	307,800	287,700	267,700	247,600	227,500
中部ネギ	532,700	477,900	423,200	394,000	364,800	335,700	313,800	291,900	270,000	248,100
セトウチ・ナガキ	532,700	477,900	423,200	394,000	364,800	335,700	313,800	291,900	270,000	248,100
イーストネギ	532,700	477,900	423,200	394,000	364,800	335,700	313,800	291,900	270,000	248,100
ニ・エ・ジ・	563,000	505,200	447,300	416,500	385,600	354,800	331,700	308,500	285,400	262,300
ニ・エ・ジ・	563,000	505,200	447,300	416,500	385,600	354,800	331,700	308,500	285,400	262,300
ア・リ・ズ・	563,000	505,200	447,300	416,500	385,600	354,800	331,700	308,500	285,400	262,300
フ・リ・ズ・	563,000	505,200	447,300	416,500	385,600	354,800	331,700	308,500	285,400	262,300
ヒ・ズ・	493,000	446,900	395,700	363,400	341,100	313,800	293,400	272,900	252,500	232,000
ヒ・ズ・	498,000	446,900	395,700	363,400	341,100	313,800	293,400	272,900	252,500	232,000
ホーリー	497,500	446,400	395,300	368,000	340,800	313,500	293,100	272,600	252,200	231,700
ホースト	526,800	472,700	418,600	389,700	360,800	332,000	310,300	288,700	267,000	245,400
ホースト	494,800	444,000	393,200	366,100	338,900	311,800	291,500	271,200	250,800	230,500
マイ・ズ・	494,800	444,000	393,200	366,100	338,900	311,800	291,500	271,200	250,800	230,500
ホーリー	494,800	444,000	393,200	366,100	338,900	311,800	291,500	271,200	250,800	230,500
ローリー	559,800	494,200	437,600	407,400	377,300	347,100	324,400	301,800	279,200	256,500
リード	559,800	494,200	437,600	407,400	377,300	347,100	324,400	301,800	279,200	256,500
リード	559,800	494,200	437,600	407,400	377,300	347,100	324,400	301,800	279,200	256,500
リード	490,000	440,200	389,800	362,900	336,000	309,200	289,000	268,800	248,700	228,500
リード	490,000	440,200	389,800	362,900	336,000	309,200	289,000	268,800	248,700	228,500
リード	394,700	359,400	313,600	292,000	270,400	246,700	222,500	216,300	201,100	183,900
カラス	664,700	516,500	528,200	491,700	455,300	416,900	391,600	364,300	336,900	309,600
ク・ラ・マ	622,700	568,700	494,700	460,600	426,500	392,400	366,800	341,200	315,600	290,000
サンホ	501,200	449,700	398,300	370,800	343,300	315,900	285,300	274,700	254,100	233,500
ホ・ゴ・	572,600	613,800	455,000	423,600	392,200	360,800	337,300	313,800	290,200	266,700
ホ・ゴ・	622,600	468,900	415,200	386,500	357,900	329,300	307,800	286,300	264,900	243,400
ハ・ラ・	481,000	491,600	382,200	356,800	329,300	303,200	283,300	263,600	243,800	224,100
ハ・ラ・	577,400	518,100	458,800	427,100	395,500	363,900	340,100	316,400	292,700	269,000
リ・ダ・シ・カ・ル	622,700	568,700	494,700	460,600	426,500	392,400	366,800	341,200	315,600	290,000
リ・ダ・シ・カ・ル	609,900	617,200	484,600	451,200	417,700	384,300	359,300	334,200	309,100	284,100
ア・ラ・シ・オ	520,900	467,400	413,900	385,400	356,800	326,300	306,900	285,500	264,100	242,700
リ・	536,400	481,300	426,200	396,800	367,400	338,000	316,000	293,900	271,900	249,800
リ・	468,700	420,500	372,400	346,800	321,100	295,400	276,100	256,900	237,600	218,300
ア・ラ・シ・カ・ル	450,100	403,900	357,600	323,000	308,300	283,600	265,100	246,700	228,200	209,700
ア・ラ・シ・オ	450,100	403,900	357,600	323,000	308,300	283,600	265,100	246,700	228,200	209,700
リ・	600,700	449,300	397,800	370,400	343,000	315,500	295,000	274,400	253,800	233,200
リ・	531,100	476,500	421,900	392,900	363,800	334,700	312,800	291,000	269,200	247,400
リ・	554,500	497,500	440,600	410,200	379,800	349,400	325,600	303,900	281,100	258,300
リ・	618,800	357,400	333,000	308,300	283,600	265,100	246,700	228,200	209,700	181,300
ア・ラ・シ・オ	445,900	394,900	367,600	340,400	313,200	292,900	272,900	251,900	231,500	211,500
ア・ラ・シ・オ	497,000	445,900	394,900	367,600	340,400	313,200	292,900	272,900	251,900	231,500
536,400	481,300	426,200	396,800	367,400	338,000	316,000	293,900	271,900	249,800	227,000
487,400	437,300	387,200	360,500	333,600	307,100	287,100	267,100	247,100	227,000	207,000
490,600	440,200	389,800	362,900	336,000	309,200	289,000	268,800	248,700	228,500	207,000

中南米
欧洲

エカリ ベリ	505,600	454,500	402,500	374,700	347,000	319,200	293,400	277,600	256,800	236,000
エカリ ベリ	484,700	434,900	385,100	353,600	322,000	305,500	285,500	265,600	245,700	225,800
デニム	479,400	430,100	380,900	354,600	328,400	302,100	282,400	262,700	243,000	223,300
デニム	481,000	431,600	382,200	355,800	325,500	303,100	283,300	263,600	243,800	224,100
デニム	506,000	454,000	402,100	374,300	346,400	318,900	293,100	277,300	256,500	235,700
デニム	485,300	435,400	385,600	359,000	322,400	305,800	285,900	265,900	246,000	226,000
デニム	419,200	376,100	333,100	310,100	287,100	264,200	247,000	229,700	212,500	195,300
デニム	433,100	388,600	344,100	320,400	296,600	272,900	255,100	237,300	219,500	201,700
デニム	507,600	455,500	403,300	375,500	347,700	319,900	299,000	278,200	257,300	236,500
デニム	485,300	435,400	385,600	359,000	322,400	305,800	285,900	265,900	246,000	226,000
デニム	402,200	360,900	319,500	297,500	275,500	253,400	236,900	220,400	203,900	187,300
デニム	443,700	398,100	352,500	320,800	303,900	279,600	261,400	243,200	224,900	206,700
デニム	529,500	475,100	420,700	391,700	362,700	333,700	311,900	290,100	268,400	246,600
デニム	513,600	469,700	408,000	379,300	351,700	323,600	302,500	281,400	260,300	239,200
大洋州	508,200	456,000	403,800	375,900	348,100	320,300	299,300	278,500	257,600	236,700
大洋州	507,100	465,000	402,900	375,100	347,300	319,600	298,700	277,900	257,900	236,200
大洋州	503,400	451,700	399,900	372,400	344,800	317,200	296,500	275,800	255,200	234,500
大洋州	517,200	464,100	410,900	382,600	354,300	325,900	304,700	283,400	262,200	240,900
大洋州	514,500	461,700	408,800	380,600	352,400	324,300	303,100	282,000	260,800	239,700
中東	550,800	494,200	437,600	407,400	377,300	347,100	324,400	301,800	279,200	256,500
中東	618,800	582,100	515,500	479,900	441,400	408,800	382,200	355,500	328,900	302,200
中東	507,100	465,000	402,900	375,100	347,300	319,600	298,700	277,900	257,900	236,200
中東	491,300	443,500	392,700	365,700	338,600	311,500	291,200	270,900	250,600	230,300
中東	666,300	597,900	529,400	492,900	456,400	419,900	392,500	365,100	337,800	310,400
中東	596,600	535,300	474,000	441,300	408,600	376,900	351,400	326,900	302,400	277,900
中東	530,000	475,500	421,100	392,100	365,000	334,000	312,200	290,400	268,700	246,900
中東	450,600	404,300	368,000	333,400	308,700	284,000	265,600	246,900	228,400	209,900
アフリカ	491,600	441,100	390,600	363,700	336,800	309,800	289,600	261,400	249,200	229,000
アフリカ	581,100	521,400	461,700	429,400	396,600	362,200	338,200	318,600	294,600	270,700
アフリカ	485,800	435,900	386,000	359,400	332,700	306,100	286,200	266,200	246,200	226,300
アフリカ	629,100	564,400	499,800	465,300	430,900	396,400	370,600	344,700	318,900	293,000

1 教授 桂長 第3条の規定により文部科学大臣から校長の委嘱を受ける。

別表 第4

住居手当に係る限度額(月額)

地域	勤務する在外教育施設の所在地	単位	級 别		
			1級	2級	3級
アジア	ニ ュー デ リー	インド・ルピー	132,680	117,938	103,195
	ムンバイ	インド・ルピー	165,051	146,712	128,373
	チエナナイ	インド・ルピー	78,476	69,756	61,037
	ジャカルタ	米・ドル	2,102	1,868	1,635
	バンコク	米・ドル	2,102	1,868	1,635
	スラバヤ	米・ドル	1,693	1,505	1,317
	ブノーンペン	米・ドル	3,050	2,711	2,372
	ハノイ	米・ドル	3,134	2,786	2,438
	ホーチミン	米・ドル	3,120	2,773	2,426
	シンガポール	シンガポール・ドル	5,416	4,815	4,213
	コロンボ	米・ドル	1,357	1,206	1,055
	バンコク	タイ・バーツ	72,915	64,813	56,712
	シラチャヤ	タイ・バーツ	72,915	64,813	56,712
	ソウル	ウォン	2,572,319	2,286,506	2,000,693
	釜山	ウォン	1,509,184	1,341,497	1,173,810
	北京	米・ドル	3,619	3,217	2,815
	天津	米・ドル	3,619	3,217	2,815
	青島	米・ドル	2,015	1,791	1,567
	上海	米・ドル	3,280	2,916	2,551
	蘇州	米・ドル	3,280	2,916	2,551
	杭州	米・ドル	3,280	2,916	2,551
	広州	米・ドル	3,102	2,757	2,413
	深セン	米・ドル	3,102	2,757	2,413
	大連	米・ドル	2,935	2,609	2,283
	香港	香港ドル	38,116	33,881	29,646
	イスラマバード	米・ドル	2,111	1,877	1,642
	カラチ	米・ドル	1,638	1,456	1,274
	ダッカ	米・ドル	1,449	1,288	1,127
	ナショングン	米・ドル	4,246	3,774	3,302
	マニラ	米・ドル	2,000	1,778	1,556
北米	クアランブル	マレーシア・リンギ	4,361	3,876	3,392
	ジョホール	マレーシア・リンギ	4,361	3,876	3,392
	ペナン	マレーシア・リンギ	3,226	2,868	2,509
	コタキナバル	マレーシア・リンギ	4,361	3,876	3,392
	台北	米・ドル	1,798	1,598	1,398
	台中	米・ドル	1,798	1,598	1,398
	高雄	米・ドル	1,798	1,598	1,398
	ワシントン	米・ドル	1,893	1,683	1,472
	グアム	米・ドル	1,851	1,645	1,440
	アトランタ	米・ドル	1,660	1,475	1,291
	ローリー	米・ドル	1,660	1,475	1,291
	サンフランシスコ	米・ドル	2,382	2,117	1,852
	シアトル	米・ドル	1,539	1,368	1,197
	シカゴ	米・ドル	1,972	1,752	1,533
	オハイオ西部	米・ドル	1,702	1,513	1,324

イーストテネシー	米・ドル	1,386	1,232	1,078
ニューヨーク	米・ドル	3,795	3,374	2,952
ニュージャージー	米・ドル	3,795	3,374	2,952
プリントン	米・ドル	3,795	3,374	2,952
フィラデルフィア	米・ドル	3,795	3,374	2,952
ヒューストン	米・ドル	1,601	1,423	1,245
ダラス	米・ドル	1,601	1,423	1,245
ボートランド	米・ドル	1,539	1,368	1,197
ボストン	米・ドル	2,451	2,179	1,906
ホノルル	米・ドル	1,970	1,751	1,532
マイアミ	米・ドル	1,967	1,749	1,530
オーランド	米・ドル	1,967	1,749	1,530
ロサンゼルス	米・ドル	2,087	1,855	1,623
サンディエゴ	米・ドル	2,087	1,855	1,623
バンクーバー	カナダ・ドル	2,069	1,839	1,609
トロント	カナダ・ドル	1,651	1,468	1,284
中南米				
ブエノスアイレス	米・ドル	2,326	2,068	1,809
カラカス	米・ドル	2,416	2,147	1,879
グアテマラ	米・ドル	1,168	1,038	908
サンホセ	米・ドル	1,212	1,077	943
ボゴタ	米・ドル	1,498	1,331	1,165
サンティアゴ	米・ドル	1,333	1,184	1,036
パナマ	米・ドル	1,708	1,518	1,328
サンパウロ	米・ドル	2,263	2,012	1,760
リオデジャネイロ	米・ドル	2,435	2,165	1,894
マナウス	米・ドル	1,085	964	843
アスンシオン	米・ドル	1,395	1,240	1,085
リマ	米・ドル	1,560	1,387	1,214
メキシコ	米・ドル	1,976	1,756	1,537
アグアスカリエンテス	米・ドル	1,725	1,534	1,342
グアダラハラ	米・ドル	1,725	1,534	1,342
欧州				
ローマ	ユーロ	1,402	1,247	1,091
ミラノ	ユーロ	1,524	1,354	1,185
ウイーン	ユーロ	1,429	1,271	1,112
チューリッヒ	スイス・フラン	2,816	2,503	2,190
ジュネーブ	スイス・フラン	2,816	2,503	2,190
アムステルダム	ユーロ	1,492	1,326	1,161
ロッテルダム	ユーロ	1,492	1,326	1,161
ストックホルム	スウェーデン・クローナ	11,010	9,786	8,563
マドリード	ユーロ	1,489	1,323	1,158
バルセロナ	ユーロ	1,622	1,441	1,261
モスクワ	米・ドル	4,330	3,848	3,367
ベルリン	ユーロ	1,475	1,311	1,147
デュッセルドルフ	ユーロ	1,282	1,139	997
ハンブルグ	ユーロ	1,443	1,283	1,123
フランスフルト	ユーロ	1,537	1,366	1,195
ミュンヘン	ユーロ	1,439	1,279	1,119
ブダペスト	ユーロ	1,548	1,376	1,204
プラハ	チェコ・コルナ	31,695	28,173	24,651
ブリュッセル	ユーロ	1,604	1,426	1,248
パリ	ユーロ	2,008	1,785	1,562
ワルシャワ	ユーロ	1,747	1,553	1,359
ブカレスト	ユーロ	1,448	1,287	1,126
ロンドン	スターイング・ポンド	1,936	1,721	1,506

大洋州	シードニー	オーストラリア・ドル	3,231	2,872	2,513
	パース	オーストラリア・ドル	2,253	2,002	1,752
	メルボルン	オーストラリア・ドル	2,424	2,154	1,885
	クイーンズランド	オーストラリア・ドル	1,959	1,742	1,524
	カンタベリー	ニュージーランド・ドル	2,104	1,870	1,637
中東	アブダビ	ディルハム	16,252	14,446	12,640
	ドバイ	ディルハム	12,300	10,933	9,567
	テヘラン	ユーロ	2,319	2,061	1,804
	オマーン	米・ドル	2,770	2,463	2,155
	ドーム	米・ドル	3,309	2,941	2,574
	リヤド	サウジアラビア・リyal	12,307	10,940	9,572
	ジッダ	サウジアラビア・リyal	13,004	11,559	10,114
	バハレーン	米・ドル	3,227	2,868	2,510
	イスタンブル	米・ドル	2,282	2,028	1,774
アフリカ	カイロ	米・ドル	1,799	1,599	1,399
	ナイロビ	米・ドル	1,725	1,534	1,342
	ヨハネスブルグ	米・ドル	1,286	1,143	1,000
	ダルエスサラーム	米・ドル	3,422	3,041	2,661

1 級別の欄の級の適用は、次の基準によるものとする。

1級 別表第3の級別の欄の校長、教頭、1級及び2級の適用を受ける者

2級 別表第3の級別の欄の3級及び4級の適用を受ける者

3級 別表第3の級別の欄の5級から8級までの適用を受ける者

別表第5 健康管理手当支給額

配偶者の有無	金額
配偶者のある場合	60,000円
配偶者のない場合	30,000円

別表第6 不健康地健康管理手当の基本額

在外教育施設名	単位	基本額
ダルエスサラーム補習授業校	米ドル	2,437
ハノイ日本人学校	米ドル	1,061
ダッカ日本人学校	米ドル	1,441
ヤンゴン日本人学校	米ドル	1,471
大連日本人学校	米ドル	1,016
ニューデリー日本人学校	米ドル	1,289
エンナイ補習授業校	米ドル	1,092
ムンバイ日本人学校	米ドル	1,513
ホーチミン日本人学校	米ドル	1,014
コロンボ日本人学校	米ドル	823
イスラマバード日本人学校	米ドル	1,402
カラチ日本人学校	米ドル	1,356
ボゴタ日本人学校	米ドル	1,444
マヌス日本人学校	米ドル	1,846
リマ日本人学校	米ドル	1,322
ブルカレスト日本人学校	米ドル	1,501
モスクワ日本人学校	米ドル	2,120
テヘラン日本人学校	米ドル	871
ジッダ日本人学校	米ドル	2,102
ナイロビ日本人学校	米ドル	1,951
	米ドル	2,886

別表第7 高地手当の基本額

在 外 教 育 施 設 名	単 位	基 本 額
ボ ゴ タ日本人学校	米・ドル	4 1 0
日本メキシコ学院日本コース	米・ドル	2 4 6

在外教育施設派遣教員選考実施要項

文部省教育助成局長裁定	
制定昭和59年	7月17日
改正昭和63年	4月25日
改正平成2年	5月14日
改正平成3年	4月11日
改正平成4年	4月21日
改正平成7年	4月19日
改正平成8年	4月10日
改正平成11年	4月23日
改正平成12年	2月18日
改正平成13年	1月6日
改正平成20年	4月25日
改正平成23年	3月31日
改正平成24年	3月27日
改正平成26年	4月1日
改正平成27年	3月12日
改正平成28年	2月26日

1 趣 旨

この要項は、在外教育施設教員派遣規則（昭和56年文部省訓令第27号）第3条の規定に基づき、在外教育施設に派遣される派遣教員の選考の方法について、定めるものとする。

2 派遣教員の資格

派遣教員は、次の(1)から(3)の一に該当し、かつ(4)から(7)までの各条件を満たしている者でなければならぬ。

(1) 校長として派遣される者にあっては、次のいずれかに該当する者

- ア 現に義務教育諸学校の校長として勤務し、学校運営上の業績があると認められる者
- イ 現に義務教育諸学校の副校長又は教頭として勤務し、学校運営上の業績があり、派遣時に義務教育諸学校の副校長又は教頭として2年以上の経験を有し、かつ、校長としての能力があると認められる者
- ウ 現に教育委員会の指導主事・管理主事等の事務局職員として勤務し、勤務成績が優秀であり、かつ校長としての能力があると認められる者
- エ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に定める校長の資格を有する者で、文部科学省初等中等教育局長が適当と認める者

(2) 教頭として派遣される者にあっては、次のア、イ、ウ又はエのいずれかに該当する者

- ア 現に義務教育諸学校の教頭又は副校長として勤務し、勤務成績が優秀な者
- イ 現に義務教育諸学校の主幹教諭又は指導教諭として勤務し、勤務成績が優秀であり、派遣時に義務教育諸学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭として通算で15年以上の経験を有し、かつ教頭としての能力があると認められる者
- ウ 現に義務教育諸学校の教諭として勤務し、教務主任等として学校運営上優れた能力があり、派遣時に義務教育諸学校の教諭として15年以上の経験を有し、かつ教頭としての能力があると認められる者
- エ 現に教育委員会の指導主事・管理主事等の事務局職員として勤務し、勤務成績が優秀であり、かつ教頭としての能力があると認められる者

(3) 教諭として派遣される者にあっては、次のア又はイのいずれかに該当する者

- ア 現に義務教育諸学校の教諭として勤務し、勤務成績が優秀であり、派遣時に3年以上の義務教育諸学校教諭経験を有する者
- イ 義務教育諸学校の教諭として優れた資質を有し、かつ、3年以上義務教育諸学校の助教諭又は講師（常時勤務の者に限る。）としての経験を有し、当該教員としての勤務成績が優秀な者

- (4) 校長、教頭に昇格して派遣される者にあっては、帰国後も引き続き同等に待遇される者であること。
- (5) 海外子女教育について深い理解と熱意を有すること。

- (6) 現地各国の厳しい生活環境、教育条件からくる困難な状況においても、忍耐強く同僚と協調して、職責を遂行する堅固な意志と気力を有すること。

- (7) 同伴家族とも、心身ともに健康であり、よく周囲と協調して、長期間の海外勤務生活に耐えることが

できること。

3 所属機関の長の推薦

所属機関の長（国立大学法人の附属学校教員等にあっては学長、公立学校教員等にあっては都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会の教育長、私立学校教員等にあっては校長をいう。以下同じ。）は、面接等による選考のうえ派遣教員として適当と認める者を、文部科学省初等中等教育局長に推薦する。

4 派遣教員選考調査表等

所属機関の長は前項の推薦をする場合、別紙様式による在外教育施設派遣教員推薦書及び在外教育施設派遣教員選考調査表を添付するものとする。

5 派遣教員の選考

文部科学省は、所属機関の長から推薦された者について、書類審査及び面接による選考試験を行う。

6 派遣教員候補登録者等の決定

(1) 管理職候補登録者

文部科学省は、上記5に定める選考試験を受けた管理職（本要項においては校長及び教頭をいう。以下同じ。）として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（管理職）候補登録者を決定し、在外教育施設派遣教員（管理職）候補登録者名簿（以下「管理職候補登録者名簿」という。）に登録するとともに、その旨を所属機関の長に通知するものとする。

管理職候補登録者名簿の有効期間は、作成後2年間とする。

(2) 管理職候補者

文部科学省は、(1)の定めによるほか、上記5に定める選考試験を受けた管理職として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（管理職）候補者を決定し、在外教育施設派遣教員（管理職）候補者名簿（以下「管理職候補者名簿」という。）に記載する。

管理職候補者名簿の有効期間は、作成後1年間とする。

(3) 教諭候補登録者

文部科学省は、上記5に定める選考試験を受けた教諭として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（教諭）候補登録者を決定し、在外教育施設派遣教員（教諭）候補登録者名簿（以下「教諭候補登録者名簿」という。）に登録するとともに、その旨を所属機関の長に通知するものとする。

教諭候補登録者名簿の有効期間は、作成後2年間とする。

(4) 教諭候補者

文部科学省は、(3)の定めによるほか、上記5に定める選考試験を受けた教諭として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（教諭）候補者を決定し、在外教育施設派遣教員（教諭）候補者名簿（以下「教諭候補者名簿」という。）に記載する。

教諭候補者名簿の有効期間は、作成後1年間とする。

7 派遣教員の決定

(1) 管理職

- ① 文部科学省は、管理職候補登録者名簿及び管理職候補者名簿に記載された者の中から、教育職員免許状の種類、教科、年齢、性別その他の要件を考慮して、派遣教員内定者を決定し、これらの者を対象に、初等中等教育局長が別に定める派遣前研修を行う。
- ② 派遣教員内定者を決定するに当たっては、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。
- ③ 文部科学省は、①の研修を修了した派遣教員内定者の中から派遣教員を決定し、所属機関の長に通知するものとする。なお、②において得た承諾と異なる決定を行おうとする場合は、改めて所属機関の長に照会し、その承諾を得るものとする。

(2) 教諭

- ① 文部科学省は、教諭候補登録者名簿及び教諭候補者名簿に記載された者の中から、教育職員免許状の種類、教科、年齢、性別その他の要件を考慮して、派遣教員内定者を決定し、これらの者を対象に、初等中等教育局長が別に定める派遣前研修を行う。
- ② 派遣教員内定者を決定するに当たっては、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。
- ③ 文部科学省は、①の研修を修了した派遣教員内定者の中から派遣教員を決定し、所属機関の長に通知するものとする。なお、②において得た承諾と異なる決定を行おうとする場合は、改めて所属機関の長に照会し、その承諾を得るものとする。

8 その他

- (1) 文部科学省は、派遣教員候補登録者等又は派遣教員（以下「派遣教員及び登録者等」という。）を決定した後、特別の事情が生じた場合は、上記5、6及び7に定める手続きすべてによることなく、初等中等教育局長が派遣教員及び登録者等として適當と認める者を派遣教員及び登録者等として決定することができるものとする。なお、この場合にあっても、派遣教員及び登録者等を決定するに当たっては、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。
- (2) 文部科学省は、所属機関の長から推薦された者について、派遣教員として適當と認められない事情が生じた場合、初等中等教育局長が上記6及び7の定めによる派遣教員及び登録者等の決定を取り消すことができるものとする。なお、この場合にあっても、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。

在外教育施設派遣教員委託費交付要綱

平成15年4月1日
文部科学大臣決定
改正平成23年4月1日
改正平成28年4月1日

(通 則)

第1条 在外教育施設派遣教員委託費（以下「委託費」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この委託費は、在外教育施設における教員の確保及び長期研修に係る経費を都道府県に交付することにより、在外教育施設における教育指導の充実を図るとともに、海外における教育実践を通じて派遣教員の資質の向上を図り、もって海外子女教育の推進及び我が国教育の国際化の進展に寄与することを目的とする。

(交付の対象及び交付額)

第3条 文部科学大臣は、都道府県に対し、次に掲げる経費について、予算の範囲内で別に定める基準により算定した金額を交付する。

- (1) 公立学校教員に係る派遣教員経費（給与支給額のうち別に定める委託費対象経費）
- (2) 私立学校教員に係る派遣教員経費（給与支給額のうち別に定める委託費対象経費）

(申請手続)

第4条 都道府県は、前条の規定に基づく経費の交付を受けようとするときは、様式第1による申請書を所定の期日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 文部科学大臣は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、派遣教員経費を決定し、様式第2による交付決定通知書を都道府県に交付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 都道府県は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、委託費交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

(委託費の支払)

第7条 委託費の支払は、原則として、第10条の規定により、交付すべき委託費の額を確定した後に行うものとする。ただし、都道府県からの要求により、必要があると認めた場合は、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い、整った場合に限り、委託費の全部又は一部について概算払をすることができる。

(交付決定の変更)

第8条 都道府県は、第5条の規定による決定後において、次のいずれかの理由（決定時において確定していた事由を除く。）が生じたときは、様式第3及び様式第4による変更申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- (1) 新たに在外教育施設に教員を派遣する場合
- (2) 文部科学大臣が在外教育施設派遣教員として委嘱した教員が、委嘱を解かれた場合
- (3) 在外教育施設に派遣した教員が公立学校教員の身分を失う場合又は私立学校教員の身分を失う場合
- (4) その他交付決定の変更を受ける必要が発生した場合

2 文部科学大臣は、前項の変更申請書が提出された場合において必要に応じ決定の内容を変更することがある。

(実績報告書)

第9条 都道府県は、様式第5による実績報告書を翌年度の4月10日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

(委託費の額の確定)

第10条 文部科学大臣は前条の規定による実績報告書の審査等を行い、その報告の内容が委託費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき委託費の額を確定し都道府県に通知するものとする。

2 前項の確定額は、前条の規定による派遣教員経費の実績額と第5条の規定により決定した額のいずれか低い額とする。

3 文部科学大臣は、第1項の規定に基づき額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、その超える部分の委託費の返還を命ずる。

4 前項の委託費の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて計算した金額を利息として支払わなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 文部科学大臣は、次の各号に掲げる場合には、第5条の決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県がこの要綱又はこれに基づく文部科学大臣の決定若しくは指示に違反した場合

(2) 第5条の決定後に特別の事情の変更が生じた場合

2 文部科学大臣は、前項の取消し又は変更を行った場合には、期限を付して、既に交付した委託費の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第2項に基づく返還金に利息を付すことができる。利息については、返還金にかかる委託費を受領した日（第7条により委託費を概算払した場合は、都道府県が実績報告書を提出した日）の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利5%の割合により計算した額とする。

(学校法人に対する交付)

第12条 委託費の交付を受けた都道府県は、交付を受けた額のうち、第3条第2号に規定する経費を学校法人に速やかに交付するものとする。

2 委託費の交付を受けた都道府県は学校法人に委託費を交付するときは、第6条から第11条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

様式第1

第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

県(都道府)知事

印

平成 年度在外教育施設派遣教員委託費交付申請書

在外教育施設派遣教員委託費交付要綱第4条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

交付申請額 千円

<派遣教員内訳>

派遣教員氏名	派遣先学校名	委嘱期間 (当該年度分)	委嘱期間中の 国内の職名	経験年数
(都道府県)		月		年 月
(学校法人)				

添付資料

- 1 様式第1別紙による派遣教員経験年数算定表
- 2 経験年数算定の基礎とした都道府県の条例・規則等

様式第2

平成 年度在外教育施設派遣教員委託費交付決定通知書

都道府県名

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度在外教育施設派遣教員委託費については、在外教育施設派遣教員委託費交付要綱第3条の規定により次のとおり決定したので、同交付要綱第5条の規定により通知します。

平成 年 月 日

文部科学大臣

- 1 この委託費の交付の対象となる派遣教員は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度在外教育施設派遣教員委託費交付申請書記載のとおりとする。
- 2 委託費の額は、次のとおりとする。

委託費の額	円	
内訳	都道府県に係る派遣教員経費	円
	学校法人に係る派遣教員経費	円

学校法人名	交付額

- 3 都道府県に係る派遣教員に対しては、教育公務員特例法第20条第3項に基づく長期研修出張の扱いにしなければならない。
- 4 学校法人に係る派遣教員に対しては、3に準じた取扱いにしなければならない。
- 5 交付を受けた都道府県は、交付要綱に従わなければならない。

様式第3

第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣

殿

県(都道府)知事

印

平成 年度在外教育施設派遣教員委託費交付変更申請書

在外教育施設派遣教員委託費交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

当初決定額	千円	
内訳	[都道府県に係る派遣教員経費	千円]
	[学校法人に係る派遣教員経費	千円]
変更に係る額	千円	
内訳	[都道府県に係る派遣教員経費	千円]
	[学校法人に係る派遣教員経費	千円]
合 計	千円	
内訳	[都道府県に係る派遣教員経費	千円]
	[学校法人に係る派遣教員経費	千円]

<変更に係る派遣教員内訳>

派遣教員氏名	派遣先学校名	変更前の 委嘱期間等	変更後の 委嘱期間等	委嘱期間中の 国内の職名	経験年数
〔都道府県又は 学校法人の別〕		月	月		年 月

様式第4

第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣

殿

県（都道府）知事

印

平成 年度在外教育施設派遣教員委託費決定内容変更申請書

在外教育施設派遣教員委託費交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

派遣教員氏名	派遣先学校名	変更の内容	
		変更後	変更前
〔都道府県又は市町村の別〕			

様式第5

第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

県(都道府)知事 印

平成 年度在外教育施設派遣教員委託費に係る実績報告書

在外教育施設派遣教員委託費交付要綱第9条の規定に基づき実績を下記のとおり報告します。

記

1 委託費交付決定額 _____ 円

2 給与支給総額 _____ 円

3 派遣教員経費総額 _____ 円

4 概算払による受領済委託費 _____ 円

5 派遣事業実績内訳

派遣教員氏名	派遣先学校名	委嘱期間中の 国内の職名	委嘱期間 (当該年度分)	給与支給額	派遣教員 経費
□ 都道府県又は □ 学校法人の別					
計 人 (人)					

() は派遣前研修者数で内数

※ 給与支給額・派遣教員経費の派遣教員別費目内訳の別表及び給与支給額を証明できる書類を添付すること

在外教育指揮部就教員選考問題著了一本

※職業別就業人口数(推算者数)(千人)

六百萬人民的抗戰

输入端		输出端											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
011001	2	高电平	低电平	高电平	低电平	高电平	低电平	高电平	低电平	高电平	低电平	0	0
011001	1	高电平	二进制 110101	34	2	25	12	65	5	19	1	0	0
011001	2	山田 二郎	4707	40	2	20	14	93	1	20	02	1	0
011001	1	1文前 大树	5207	34	2	43	05	06	1	03	03	0	0
011001	2	新木 花子	323 1723	31	2	48	01	11	2	3	2	0	0

姉妹都市派遣希望調書

都道府県・指定都市名:

姉妹都市提携について				
推測者番号	氏名	推測者所属都道府県・指定都市・市町村名	提携している国・地域	同地に赴任した場合のメリット
1				※具体的に自治体として教員を同地に派遣することによりどのような役割を与え、メリットが得られるか
2				
3				
4				
5				

記入例

姉妹都市提携について				
推測者番号	氏名	推測者所属都道府県・指定都市・市町村名	提携している国・地域	同地に赴任した場合のメリット
1 013001 文部 太郎	○○県△△市	○○県△△市	◇◇共和国 ▲▲市	●●日本人学校

該当する日本人学校

該当する日本人学校

在外教育施設派遣教員選考調査票データ入力要領

- ◆ 在外教育施設派遣教員選考調査票(以下、「調査票」という)に記載の内容を、以下に従い、別添書式「在外教育施設派遣教員選考調査票データ」に入力してください。

- 調査票中の各記入欄の数字は、データ欄の数字と一致しているので、入力漏れにご注意ください。
以下の解説に数字がない項目については、入力は必要ありません。
- 入力については、項目3以外は、記号、または数字(0 や 1 など)で入力してください。なお、英数字を入力する際には、必ず全半角数字を使用し、項目5(元号は0 不要)と項目10(派遣教員経験は0 不要)については01などの値の場合、頭に必ず「0」が付くように入力してください。
また、項目2、5、6、8、10、11、13、16、19、22、24、25、33については【別記:入力番号対応表】を参考に入力してください。
- 項目2②「姉妹都市」については、希望する場合は「1」を、希望しない場合は「2」を入力してください。また、別シートの「姉妹都市希望調査」に詳細を入力してください。
- 項目2③「派遣希望年度」については、教員本人の希望する派遣年度ではなく、所属教育委員会等が希望する派遣年度を入力してください。

【各項目の入力について】

- 1 推薦者番号：都道府県毎に県・政令市コード(2桁) + 派遣職種(1桁) + 推薦番号(3桁)の6桁を入力してください。※推薦番号は、必ず頭に0を付けてください(例:1→001)。県・政令市コード等については、コード一覧を参照ください。
- 2 派遣希望年度：教育委員会等が派遣を希望する(注:教員本人の希望ではない)年度について、30年度即派遣及び31年度登録派遣のどちらでもよい('ア'に該当する)場合は「1」を、30年度即派遣のみを希望する('イ'に該当する)場合は「2」を、31年度登録派遣のみを希望する('ウ'に該当する)場合は「3」を入力してください。
- 3 氏名・氏名カナ：推薦者の氏名を漢字で、氏名カナを半角カナで(苗字と名前の間は1文字空けて)入力してください。
- 5 年齢・生年月日：年齢については平成30年3月31日現在の満年齢、生年(西暦ではなく、元号で入力し、昭和であれば「2」と入力してください)月日をそれぞれ半角数字で入力し、1桁の場合は必ず、頭に「0」を付けてください。
- 6 性別：男性の場合「1」を、女性の場合は「2」を入力してください。
- 8 現校種、現職種、学校種別：カードに記載された情報に従い、【別記:入力番号対応表】を参考に入力してください(例:小学校→「1」、教頭→「2」と入力してください)。別記にないデータが記載されている場合は、全て「その他」として、例えば、現校種→その他であれば、「6」というように入力してください。
- 10 教職経験(小及び中)、派遣教員経験：教職経験については、小学校及び中学校の教職経験年数を半角数字で入力してください。派遣教員経験については、文科派遣の該当がある場合のみ「1」を、それ以外は「2」を入力してください。
学校採用での経験や在外教育施設への派遣期間、常勤講師経験、民間企業経験、その他の経験年数については、データ入力の必要はありません。
- 11 所有免許状：現在所有している免許状について、小学校と特別支援学校の免許状の種類のみ、専修=「3」、1種=「1」、2種=「2」とそれぞれ入力してください(また、ウの特別支援学校の領域については、視=視覚障害教育、聴=聴覚障害教育、知=知的障害教育、肢=肢体不自由教育、病=病弱者教育、の該当する箇所

に「1」を、該当しない箇所に「0」を入力してください。)。中学免許については、イの免許教科欄以降、所有している教科欄には「1」を、所有していない教科欄には「0」をそれぞれ入力してください。なお、高等学校免許欄については、データ入力の必要はありません。エの司書資格については、資格がある場合は「1」を、ない場合は「2」を入力してください。

12 過去5年間の授業担当教科： 小学校全教科を含め、担当したそれぞれの教科欄に「1」を、担当していない場合には「0」を入力してください。(小学校全科に該当する場合は、全教科に「1」、国～家に「0」を入力。)

13 複式経験： 複式授業の担当経験がある場合は「1」を、経験がない場合には「2」をそれぞれ入力してください。

14 教えたことのある教科： 小学校全教科を含め、該当している場合にはそれぞれの教科欄に「1」を、該当していない場合には「0」を入力してください。(小学校全科に該当する場合は、全教科に「1」、国～家に「0」を入力。)

16 外国語及びクラブ(部)活動指導等： 各項目について A に該当する場合は「1」を、B に該当する場合は「2」を、C に該当する場合は「3」のいずれかを入力してください。(ただし、英語以外の言語欄及びクラブ(部)活動の各欄については、該当する項目のみ入力すれば可。)

19 自動車免許： ※派遣教員推薦者本人のみ。運転免許状を所有している場合は「1」を、所有していない場合は「2」を入力してください。

20・21 健康状態が良好で既往症等の記載がない場合は「0」、既往症等の記載がある場合は「1」を入力してください。

22 配偶者状況： 家族構成及び同伴の有無欄から、「同伴、単身、独身」の別について、入力してください。

※ 教員本人+配偶者又は子を同伴する場合 → 「同伴」→「3」と入力してください。

配偶者はいるが本人のみ赴任する場合 → 「単身」→「2」と入力してください。

独身の場合 → 「独身」→「1」と入力してください。

また、同伴者を有する場合はその人数(配偶者を含めた人数)を半角数字で入力してください。

23 配偶者の所有教員免許状： 配偶者が小学校、中学校どちらかの免許を所有している場合は、該当する欄に「1」を入力してください。小中学校両方の免許を所有している場合は、小学校及び中学校欄を空白とし、小中共有欄に「1」を入力してください。

24 配偶者の教職経験： 経験のある場合は「1」を、ない場合は「2」を入力してください。

25 教務主任等経験： 教務主任の経験がある場合は「1」を、経験がない場合には「2」を入力してください。他の項目(校長・教頭経験等)については、データ入力の必要はありません。

32 派遣先についての希望： 調査表で【ア. どこでも希望する】場合は、全部可欄に「1」を入力、具体的に希望しない地域等がある場合は、全部可欄を「0」とし、希望しない地域の欄に「1」を入力してください。空白欄には「0」を入力してください。

33 過去の受験回数： 文部科学省・都道府県の過去の受験回数(今回の受験を除く)について、全くない場合は、「1」を、一回ある場合は「2」を、二回目以上の場合は「3」を入力してください。

◆コード一覧（都道府県・指定都市コード・派遣職種コード）

推薦書に添付する「在外教育施設派遣教員選考調査表」の①「推薦者番号」欄には、所属機関コード、派遣職種コード及び推薦者番号を記入すること。※国立大学・学校法人の推薦者は所属機関コードのみ記入すること。

(記入例) 「東京都教員で校長推薦、推薦者番号2」の場合→13-1-002

(所属機関コード・都道府県)

所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号
北海道	01	東京	13	滋賀	25	香川	37
青森	02	神奈川	14	京都	26	愛媛	38
岩手	03	新潟	15	大阪	27	高知	39
宮城	04	富山	16	兵庫	28	福岡	40
秋田	05	石川	17	奈良	29	佐賀	41
山形	06	福井	18	和歌山	30	長崎	42
福島	07	山梨	19	鳥取	31	熊本	43
茨城	08	長野	20	島根	32	大分	44
栃木	09	岐阜	21	岡山	33	宮崎	45
群馬	10	静岡	22	広島	34	鹿児島	46
埼玉	11	愛知	23	山口	35	沖縄	47
千葉	12	三重	24	徳島	36	国 立	50
						学校法人	60

(派遣職種コード表)

職 種	コード 番 号
校 長	1
副校長・教頭	2
教諭等	3

(所属機関コード・指定都市)

所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号
札幌市	80	横浜市	85	名古屋市	90	岡山市	95
仙台市	81	相模原市	86	京都市	91	広島市	96
さいたま市	82	新潟市	87	大阪市	92	北九州市	97
千葉市	83	静岡市	88	堺市	93	福岡市	98
川崎市	84	浜松市	89	神戸市	94	熊本市	99

【別記：入力番号対応表】

	2		5	6	8		
入力番号	姉妹都市希望	派遣年度希望	元号	性別	現校種	現職種	学校種別
1	あり	ア、どちらでも		男	小学校	校長	小学校
2	なし	イ、30年度即派遣のみ	昭和	女	中学校	副校長・教頭	中学校
3		ウ、31年度登録派遣のみ	平成		特別支援学校	主幹教諭・指導教諭・教諭	高等学校
4						指導主事	特別支援学校
5						管理主事	
6					その他	主査	中等教育学校
7						課長	市等教育委員会
8						課長補佐	県等教育委員会
9						その他	教育センター
10							その他
	10		11	13	16	19	
入力番号	派遣教員経験		所有免許種類	司書資格	複式経験	指導等	自動車免許
1	あり		1種	あり	あり	A、自信がある	あり
2	なし		2種	なし	なし	B、なんとかできる	なし
3			専修			C、自信がない	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	22		24	25	33		
入力番号	配偶者状況		配偶者の教職経験	教務主任等経験	過去の受験回数		
1	独身		あり	あり	なし		
2	単身		なし	なし	1回		
3	同伴				2回以上		
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

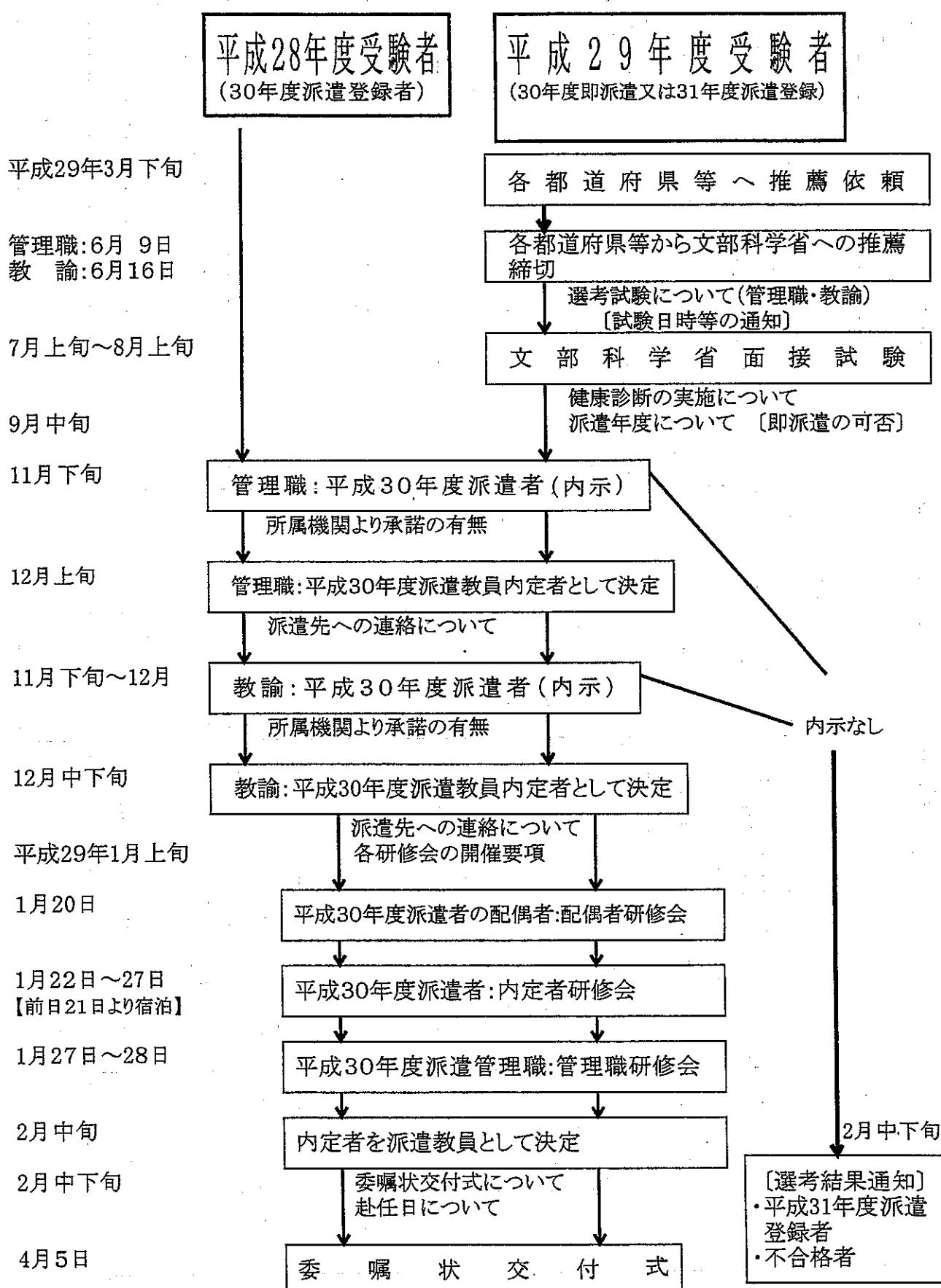
平成29年度在外教育施設教員派遣事務スケジュール（予定）

(別紙)

		日程	会場	備考
選考試験	管理職（校長及び教頭）	平成29年7月3日（月）～10日（月） ※詳細は面接日程通知にてお知らせします	文部科学省 海外子女教育振興財団	
	教諭（東京）	平成29年8月7日（月）～10日（木） 平成29年8月16日（水）～18日（金）	文部科学省 海外子女教育振興財団	対象都道府県：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
	教諭（福岡）	平成29年7月27日（木）～28日（金）	KKRホテル博多	対象都道府県：山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
派遣先の決定	教諭（大阪）	平成29年8月2日（水）～4日（金）	CIVI新大阪研修センター	対象都道府県：富山県、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	シニア（管理職）	平成29年7月5日（水）～21日（金）	文部科学省 海外子女教育振興財団	
	シニア（教諭）	平成29年7月20日（木）～26日（水） 平成29年8月16日（木）～18日（金）	文部科学省 海外子女教育振興財団	
研修会	管理職	平成29年12月（平成30年度派遣者）		
	教諭	平成29年12月（平成30年度派遣者）		
	配偶者研修会	平成30年1月20日（土）	国立オリンピック記念青少年総合センター	
	内定者研修会	平成30年1月22日（月）～1月27日（土） 【前日21日（日）より宿泊】	国立オリンピック記念青少年総合センター	・宿泊研修（宿泊先：国立オリンピック記念青少年総合センター官泊棟）
	管理職研修会	平成30年1月27日（土）～1月28日（日）	国立オリンピック記念青少年総合センター	
辞令交付式	管理職・教諭	平成30年4月5日（木）	文部科学省	

※選考試験の日時や場所は変更になる可能性があります。

平成30年度及び31年度派遣教員の選考・研修等日程



なお、本スケジュールについては、現時点での予定であり、諸般の事情により変更することがありますので、あらかじめ御了承願います。

平成29年度派遣教員の在籍する在外教育施設一覧

地域	国名	日本人学校名
アジア 41校	インド 2校	1 ニューデリー 2 ムンバイ
	インドネ シア 3校	3 ジャカルタ 4 バンドン 5 スラバヤ
	シンガ ポール 1校 (3校)	シンガポール 6 クレメンティ チャンギ 中学部
	スリランカ 2校	7 コロンボ
	タイ 2校	8 バンコク 9 シラチャ
	韓国 2校	10 ソウル 11 釜山
	中国 10校 (13校)	12 北京
		13 天津
		14 広州
		15 深セン
		上海
		16 虹橋
		浦東
		17 蘇州
		18 杭州
		19 大連
	20 青島	
	香港 21	香港
		香港校小学校部
		香港校中学校部
		大埔校
	パキスタン 2校	22 イスラマバード 23 カラチ
	ペングラデシュ 2校	24 ダッカ
	フィリピン 2校	25 マニラ
	ベトナム 2校	26 ハノイ 27 ホーチミン
	マレーシア 4校	28 クアラルンプール 29 ジョホール 30 コタキナバル 31 ペナン
	ミャンマー 2校	32 ヤンゴン
	台湾 3校	33 台北 34 台中 35 高雄
	カンボジア 1校	36 プノンペン
大洋州 3校	オース トラリア 3校	37 シドニー 38 パース 39 メルボルン
北 米 4 校	米国 4校	40 シカゴ 41 ニューヨーク 42 ニュージャージー 43 グアム

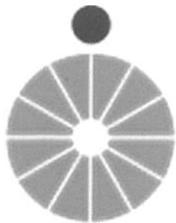
地域	国名	日本人学校名
中南米 14校	アルゼンチン	44 ブエノスアイレス
	ペネズエラ	45 カラカス
	グアテマラ	46 グアテマラ
	コスタリカ	47 サン・ホセ
	コロンビア	48 ボゴタ
	チリ	49 サンチャゴ
	パナマ	50 パナマ
	パラグアイ	51 アスンシオン
	ブラジル 3校	52 サンパウロ 53 マナウス 54 リオデジャネイロ
	ペルー	55 リマ
	メキシコ 2校	56 メキシコ 57 アグアスカリエンテス
	イタリア 2校	58 ローマ 59 ミラノ
	英國	60 ロンドン
	オーストリア	61 ウィーン
	オランダ 2校	62 アムステルダム 63 ロッテルダム
	スイス	64 チューリッヒ
	スペイン 2校	65 マドリッド 66 バルセロナ
	チェコ	67 プラハ
	ドイツ 5校	68 ベルリン 69 テュッセルドルフ 70 ハンブルグ 71 フランクフルト 72 ミュンヘン
	ハンガリー	73 ブダペスト
	フランス	74 パリ
	ベルギー	75 ブラッセル
	ポーランド	76 ワルシャワ
	ルーマニア	77 ブカレスト
	ロシア	78 モスクワ
	UAE 2校	79 アブダビ 80 ドバイ
	イラン	81 テヘラン
	カタール	82 ドーハ
	サウジアラビア 2校	83 リヤド 84 ジッダ
	トルコ	85 イスタンブル
	バハレーン	86 バハレーン
	エジプト	87 カairo
	ケニア	88 ナイロビ
	南アフリカ共和国	89 ヨハネスブルグ

日本人学校 計89校(94校)

地域	国名	補習授業校名
北 米 30 校	シンガポール	1 シンガポール
		2 ワシントン
		3 アトランタ
		4 ローリー
		5 サン・フランシスコ
		6 シアトル
		7 シカゴ
		8 シンシナティ
		9 コロンバス
		10 オハイオ西部
		11 インディアナ
		12 デトロイト
		13 中部テネシー
		14 セントラルケンタッキー
	米国 28校	15 イーストテネシー
		16 ニューヨーク
		17 ニュージャージー
		18 プリンストン
		19 フィラデルフィア
		20 ヒューストン
		21 ダラス
		22 ポートランド
		23 ボストン
		24 ホノルル
		25 マイアミ
		26 ロサンゼルス
		27 サンディエゴ
		28 オーランド
		29 デンバー
	カナダ2校	30 ヴァンクーバー
		31 トロント
	中南米1校	32 メキシコ
		33 ジュネーブ
	欧洲 4校	34 スウェーデン
		35 ベルギー
		36 ロンドン
	大洋州 2校	37 クイーンズランド
		38 カンタベリー
準全 日補 習校 4校	アジア	インド 39 チェンナイ
	中南米	メキシコ 40 グアダラハラ
	中東	オマーン 41 オマーン
	アフリカ	タンザニア 42 ダラサラム

派遣教員のいる補習授業校 計42校





文部科学省
MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

世界で学ぶ日本の子供たちのために
あなたの力を活かしてみませんか！

在外教育施設

派遣教員募集

平成 30・31 年度

我が国の国際的諸活動の進展に伴い、約4万人の子供たちが海外の「日本人学校」「補習授業校」で学んでいます。海外で暮らす子供たちが日本国民にふさわしい教育を受けられるよう、文部科学省では「日本人学校」や「補習授業校」への教員派遣を実施しています。このたび、平成30・31年度の在外教育施設派遣教員として、現職の教員を対象とした「在外教育施設派遣教員」と、退職教員（予定を含む）を対象とした「シニア派遣教員」の募集を行います。日本と異なる環境の中で学ぶ子供たちのために情熱を注いでみませんか。先生方の御応募をお待ちしています！



日本人学校：北米、欧州、アジア、中南米、中東、アフリカの50ヶ国1地域 89校

補習授業校：北米、欧州、アジア、中南米、中東、アフリカの14ヶ国 42校

平成29年4月1日時点



＜現職教員＞

文部科学省は4月頃に都道府県教育委員会等へ派遣教員候補者の推薦を依頼します。各都道府県教育委員会等は5~6月に募集及び選考を実施し、文部科学省へ推薦を行います。詳しい日程等については、所属の教育委員会や校長にお問い合わせ下さい。

＜シニア派遣教員＞

4月中旬に文部科学省ホームページにて「シニア派遣教員募集要項」を掲載し、募集を開始します。応募を希望する先生は、募集要項に記載してある必要書類を文部科学省国際教育課宛てに直接郵送することになります。募集要項を確認の上、御応募下さい。

応募に関する情報

現職教員

所属の教育委員会在外教育施設派遣教員事務担当主管課等

シニア派遣教員

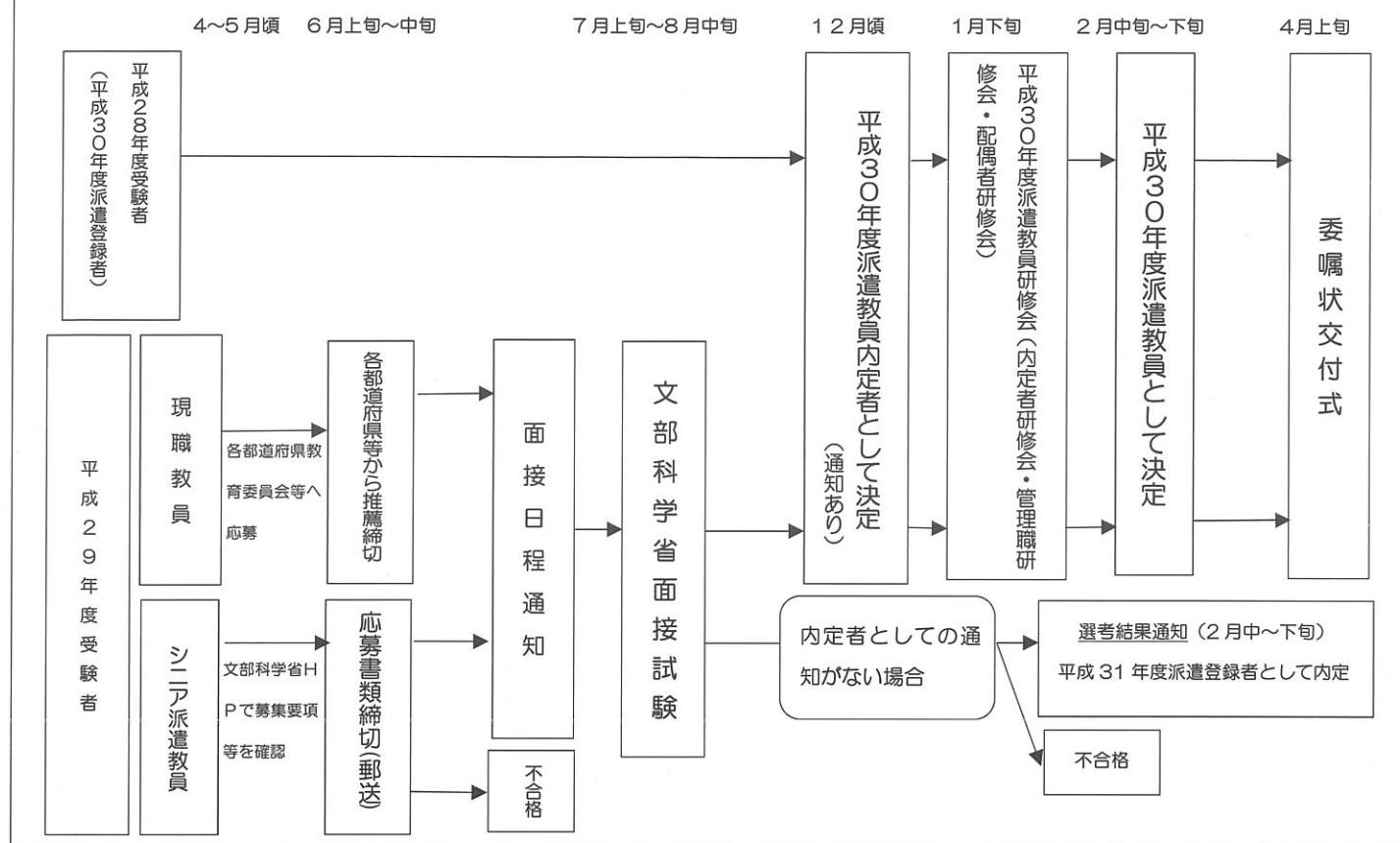
文部科学ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet)

クラリネット

検索



平成30・31年度在外教育施設派遣教員の選考・研修の流れ



☆派遣教員経験者の声☆

- 日本人学校では、全国各地から集まった先生方、現地採用の先生やスタッフなど、日本国内では経験できないほど、いろいろな人たちと一緒に働きました。これまでになかった考え方方に触れることで、教員としての視野が広がったと思います。
- 小学校低学年と幼稚園の子供を連れての赴任でしたので、行く前はいろいろと不安でした。でも、国内と同じような学校生活で、子供もすぐに環境に慣れたくさん友達もできました。日本では経験できないような異文化体験学習が学校や幼稚園の行事に盛り込まれており、子供たちも貴重な経験ができたと思います。幼稚園の子供はあっという間に現地語を覚えました。
- 日本国内では、まだ若手教員気分で先輩の先生方に頼ることも多かったのですが、在外教育施設では中堅として、責任ある役割を任せられました。これまでとは違って学校全体を見て教育活動を考えることができるようになってきたと思います。
- 派遣されていた期間で、授業力が磨かれたと思います。保護者からの高い要望に、他の先生方と切磋琢磨し、より良い授業を作り上げるよう努力してきました。帰国してからも派遣中に培った授業力や創意工夫した自作の教材は、自分の強みになっています。
- ローカルスタッフから、現地語や文化について教えてもらいました。自分が経験したり学んだりしたことを、帰国した今、日本の子供たちに伝えています。今は小さな町の学校ですが、子供たちが世界に目を向けるきっかけを作り、将来世界で活躍する人材を育てられる教員になりたいと思っています。

派遣先	日本人学校 補習授業校			派遣職名		個人番号		② ① 推薦職種※ ② 姉妹都市※	校長・教頭・教諭 希望する・希望しない		
1 推薦者番号 □□-□-□□□			平成30・31年度 在外教育施設派遣教員選考調査票					③ 派遣希望※	A.どちらでもよい イ. 平成30年度即派遣のみ ウ. 平成31年度登録派遣のみ		
証明写真 (4cm×4cm)		3 フリガナ 氏名				4 所属機関	教育委員会 大学 学校法人				
正面上半身 ・6ヶ月以内に撮影のもの ・写真的裏面に所属都道府県・ 指定都市名、氏名を記入のこと (糊密着)		5 生年月日※ 昭和 平成	年	月	日(満歳)	6 性別※ 男・女	国籍				
		7 フリガナ 現住所	都道府県 〒			(電話)-(携帯)-(E-mail)					
8 フリガナ 所属学校名	都道府県 市町立 村区立 (電話)-----)						職名	()主任・主事			
9 最終学歴※ 昭和 平成	年月		大学 大学院	学部	学科 課程	(専攻)卒	学歴区分※	院卒	短大卒 大卒	その他	
10 教職歴	通算 経験年数	教諭等経験 年	小学校経験 年	中学校経験 年	その他()年						
	常勤講師経験 年	在外教員経験 文科派遣 学校採用※	年	(詳細) 在外教育施設名	(S・H年月～S・H年月)						
11 所有免許状等 ※	ア (小)専・1・2 免許状種類 (中)専・1・2 イ 免許教科 (高)専・1 養教・幼 (特支)専・1・2 ウ領域	(中) 国・社・数・理・音・美・保体・技・家・職・外()・() (高) 国・地歴・公・数・理・音・美・工芸・書・保体・保・家・工・外()・()				工 司書教諭資格※	有 無				
12 過去5年間の 授業担当教科 ※	小学校 (小学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家									
	中学校 (中学部)	国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外()									
14 教えたことのある教科※	小学校 (小学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家									
	中学校 (中学部)	国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外()									
15 指導経験はない が教える自信のある教科※	小学校 (小学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家						取得見込免許教科()			
	中学校 (中学部)	国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外()						取得予定 平成年月			
16 担任等の経験※	担任経験のある学年 小学校1・2・3・4・5・6 中学校1・2・3			最も直近に担任をした年度及び学年 昭・平年 小・中年			最も直近に学年主任をした年度及び学年 昭・平年 小・中年				
17 外国語及び クラブ(部)活動 指導等 ※	区分	ア. 外国語能力 英語()語 読解会話		イ. クラブ(部)活動等の指導力 武道球技水泳 柔・剣() 合唱和太鼓ピアノ			ウ. その他 パソコンでの学習指導 インターネット等の活用		20 自動車運転免許※ 本人 有・無 配偶者 有・無		
18 特技 (資格)				19 趣味							
21 健康状態				22 既往症	病名 昭和年月 平成年月						
23 家族状況	続柄	フリガナ 氏名	生年月日 (年齢)	職業 (勤務先等)		同居・別居の別※	同伴の有・無※	国籍	健康状態・既往症・ケアをする事柄(特別支援等)		
			※昭平 (満歳)			同・別	有・無				
			※大昭平 (満歳)			同・別	有・無				
			※大昭平 (満歳)			同・別	有・無				
			※大昭平 (満歳)			同・別	有・無				
			※大昭平 (満歳)			同・別	有・無				
24 配偶者の所有 教員免許状				25配偶者の 教職経験※	有 無	小 中	年 年	年 年	計 年	年 年	

26 10のうち管理職等経験	小 年 校長経験 年 中 年		小 年 副校長・教頭経験 年 中 年		管理・指導主事等経験 年 ()主任・主事	教務主任等経験 年 ()主任・主事			
	管理職試験状況 ※ イ ()	ア 選考試験合格 ()							
勤務歴	発令年月	勤務校		職名	発令年月	勤務校		職名	
過去5年間の校務分掌等状況	年 度	学級担任状況		校務分掌	クラブ活動担当	校外活動	全児童生徒数・学級数・教職員数		学校の特色
	25	小 中	学年 学年 ()				児童生徒数 教職員数	人 人 (学級)	
	26	小 中	学年 学年 ()				児童生徒数 教職員数	人 人 (学級)	
	27	小 中	学年 学年 ()				児童生徒数 教職員数	人 人 (学級)	
	28	小 中	学年 学年 ()				児童生徒数 教職員数	人 人 (学級)	
	29	小 中	学年 学年 ()				児童生徒数 教職員数	人 人 (学級)	
30 賞 罰	賞 罰 ()					発令日	年 月 日		
31 休職歴	年 月 日 ~ 年 月 日 休職理由()								
32 過去5年間の研修状況									
33 派遣先についての希望 ※	ア. どこでも希望する イ. 下記の国又は地域は希望しない ① 希望しない理由()				34 過去の受験回数 ()	文部科学省受験 ※	なし 2回	・ 1回 ・ 3回以上	
	②					都道府県受験 ※	なし 2回	・ 1回 ・ 3回以上	
35 受験理由									
36 上記記載内容に虚偽・欠落はありません。	平成 年 月 日 氏 名 印								
37 上記記載事項が相違ないことを証明します。	平成 年 月 日 所属機関名 所属機関の長の氏名								
所属長 公印									

摘要	
要	

選考調査票（別添カード）記入上の注意

1. 選考調査票は、選考に際しての基本的資料となるので、楷書体で丁寧に、全ての欄に記入すること。
2. ※印欄は、該当するものを○で囲むこと。

【表面について】

- 欄 1. 推薦者番号のみ都道府県教育委員会等が記入すること。
- 欄 2. ①「推薦職種」②「姉妹都市」③「派遣希望年度」は、教員本人ではなく、都道府県教育委員会等が推薦する職種、希望する派遣年度を記入すること。③「派遣希望年度」には、平成 30 年度即派遣でも平成 31 年度登録派遣でもどちらでもよい場合「ア」を、平成 30 年度即派遣のみ希望の場合「イ」を、平成 31 年度登録派遣のみ希望の場合「ウ」を○で囲むこと。
- 欄 3. • 氏名の漢字は正式な表記で記入すること。
• 必ず「フリガナ」を付すこと。
- 欄 4. 「所属機関」には、都道府県・指定都市教育委員会名、所属大学名又は学校法人名を記入すること。
- 欄 5. 年齢は、平成 30 年 3 月 31 日現在の満年齢を記入すること。
- 欄 7. • 現住所には必ず「フリガナ」を付すこと。
• 電話番号は市外局番から記入すること。
• E-mail は教員本人の個人アドレスを記入すること。
- 欄 8. • 所属学校名には必ず「フリガナ」を付すこと。
• 電話番号は市外局番から記入すること。
• 職名欄には、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭等の職名を記入し、（ ）には教務主任等の担当を記入すること。
- 欄 10. • 教諭等経験年数は、上段に正式採用されてからの年数を、平成 30 年 3 月 31 日現在で記入すること。下段には、臨時の採用（常勤講師に限り、非常勤講師等の年数は除く）の年数を記入すること。
民間企業の勤務経験がある者は、その年数を記入すること。
• 在外教員経験は、文科派遣（派遣教員）・学校採用（又は現地採用）の種別を○で囲み、詳細を記入すること。
• その他には、行政機関や高等学校等の経験を記入すること。
- 欄 11. • 「所属免許状等」の「免許状の種類」については、小学校教諭 1 種免許状、中学校教諭 2 種免許状…は「（小）・1」「（中）・2」……、「免許教科」については、「国語」「数学」……は「国」「数」……の記号でそれぞれ略記している。高等学校教諭免許状「社会」を所有している場合は、地歴、公の両方を○で囲むこと。「免許教科」欄に該当がない場合は、（ ）内に当該所有免許教科名を記入すること。
• 特別支援学校の免許状改正により更新した者は、「免許状の種類」の「特支」の該当を○で囲むとともに、「ウ」領域のいずれかを○で囲むこと。
• エ「司書教諭資格」を有する者とは、学校図書館法第 5 条第 1 項各号に該当する者をいう。
- 欄 12. 「過去 5 年間の授業担当教科」は、平成 30 年 3 月 31 日から起算した過去 5 年間に実際に担当したことのある教科を○で囲むこと。
- 欄 13. 複式授業の担当経験の有無について、○で囲むこと。
- 欄 14. 「教えたことのある教科」は、過去に教えたことのある教科について○で囲むこと。
- 欄 15. 「指導経験はないが教える自信のある教科」は、免許状の有無に関わらず教える自信のある教科について○で囲むこと。また、平成 29 年度末までに取得見込の免許教科がある場合は、教科名及び取

得予定時期を記入すること。

- 欄 16. 「担任等の経験」は、通常学級の担任経験がある学年を○で囲むこと。また、直近の通常学級の担任、学年主任の経験について記入すること。
- 欄 17. 「外国語、クラブ活動指導等」の欄は、いずれかに○を記入すること。
- 欄 18. 「特技（資格）」は、資格段位等がある場合、その資格段位を記入すること。また、語学に関する資格（英検、TOEFL 等）等については必ず明記すること。
- 欄 21. 「健康状態」への記入漏れが後に発覚し、査証取得が得られないなど影響が生じるため、欄 22 の既往症も含めて遗漏なく記入すること。その際、現在の健康状態に加え、身体的特徴や実際に発病した事実はなくても、長期の海外滞在にあたり、心身の健康面で懸念される事柄についても記入すること。
- 欄 23. • 「同伴の有・無」については、原則として後日の変更は認められないため、十分検討の上記入すること。
• 「健康状態・既往症・ケアを要する事柄（特別支援等）」には、現在の健康状態、完治したものと含め既往症ならびに身体的特徴等を記入するほか、実際に発病した事実はなくても、長期の海外滞在にあたり、心身の健康面で懸念される事柄、特別支援等のケアを要する事柄についても記入すること。
• 成人後、または別居の子女についても、年齢を含めて遗漏なく記入すること。
• 氏名には必ず「フリガナ」を付し、続柄については、長女、次男等の別を明記すること。
• 年齢は平成 30 年 3 月 31 日現在の満年齢を記入すること。

【裏面について】

- 欄 26. 「管理職試験状況」については、管理職試験合格者については「ア」を、また選考試験等の受験予定者、校長（又は教頭）登用資格者等については「イ」を○で囲み、その旨記入すること。
- 欄 27. 「勤務歴」は、教諭として任用後の勤務校等を年度の古い順に記入すること（例：○○市立△△小学校、□□市教育委員会義務教育課指導主事）。また、右欄にそれぞれ職名を記入すること（例：教諭、教頭など）
- 欄 28. • 「過去 5 年間の校務分掌等状況」には、過去 5 年間に実際に担当したものをそれぞれ記入すること。
• 「学校の特色」には、小中一貫校、研究開発校、研究指定校、コミュニティスクール等、特徴ある学校の取組について記入すること
- 欄 29. 「経験のある校務分掌」には、正式採用後に経験したすべての校務分掌を○で囲むこと。
- 欄 30. 「賞罰」について、表彰や懲戒があれば記入すること。特にない場合は「無」と記入すること。
- 欄 31. 「休職歴」について、一ヶ月以上の休職経験（休暇や休職の種別を問わず、一ヶ月以上連續して休みが続いた場合）がある場合は、その理由も含めて遗漏なく記入すること。ただし、産前・産後及び育児休業は除く。
- 欄 33. 「派遣先についての希望」には、ア・イのどちらか一方のみを○で囲み、イに○をした場合には、学校の所在する国または地域名を記入すること。
- 欄 34. 「過去の受験回数」は、今回の受験を除き、文部科学省、都道府県教育委員会それぞれについて該当する回数を○で囲むこと。
- 欄 36. 記入者本人が、虚偽や欠落のないことを確認し署名、捺印すること。
- 欄 37. 所属校長が、記載事項について相違ないことを確認し証明すること。なお、校長候補者の場合は、所属市町村教育長が証明すること。

在外教育施設派遣教員推薦書

(裏面の記入上の注意を参照下さい)

部 外 秘

フリガナ 候補者氏名					
①					
所属機関の長の 推薦理由					
	ア				
	イ				
	ウ				
所 属 機 関 の 長 の 所 見	② 教 職 態 に 度 対 ・す 能 る 力	児童・生徒に対する指導力 (授業力・生徒指導力等)	評価 	特 記 事 項	
		教育に対する熱意			
		校務の処理 (正確さ・迅速さ等)			
		保護者対応力			
	③ 服 務 に 對 す る 態 度	責任感	特 記 事 項		
		協調性			
		積極性			
		研究心			
		規律・倫理観			
		適応性			
危機管理					
④	研修に対する態度				
⑤	健康面				
⑥	その他				
⑦	上記のとおり、在外教育施設派遣教員適格者として推薦します。				
平成 年 月 日					
所属機関名					
所属機関の長の氏名					
連絡先(電話番号)					
					所属 長 公印

推薦書記入上の注意

推薦書は、選考に際しての基本的資料とするので、取扱いには十分注意すること。(市町村教育委員会には、厳封で提出すること。)

欄① 「所属機関の長の推薦理由」は、所属校長（校長候補者の場合は市町村教育長）が推薦理由を記入すること。

なお、右欄は、次の事項のいずれかを必ず○で囲むこと。

ア. 在外教育施設の教育に十分貢献できる教員として、自信をもって推薦する。

イ. 在外教育施設の教員として、普通程度である。

ウ. 在外教育施設の教員として、やや心配な面がある。

(ウの場合、心配な点を下の特記事項欄等に記入すること。)

欄② 「教職に対する態度・能力」及び欄③「服務に対する態度」の「評価」には、児童・生徒に対する指導力等の各事項についての評価（絶対評価）を、下記の表による10段階の点数で記入すること。

「特記事項」欄には、特記すべき事項その他特に参考となる事項を極力記入すること。

評価	点数
特に優秀	10~9
優秀	8~7
普通	6
やや劣る	5~4
劣る	3~1

欄④ 「研修に対する態度」は、学校内外で実施される研修への参加状況や熱意、校内での還元状況等について記入すること。なお、管理職候補者の場合は、「管理職としての資質（職員に対する指導力等）」とすること。

欄⑤ 「健康面」は、日常的な体調や体力等の健康状況や既往歴（過去の病気休暇取得状況を含む）について記入すること。また、在外教育施設での勤務を考慮し、日頃のメンタルヘルスの様子についても記入すること。

欄⑥ 「その他」は、性格上の長所・短所、日常の生活態度等について記入すること。

欄⑦ 「所属機関の長の氏名 印」欄は、所属校長名を、校長候補者の場合は市町村教育長名を記載の上、公印を使用すること。また、選考段階で、当該教員について文部科学省から直接問い合わせることがあるため、御理解、御協力願います。